

第九回 参議院地方行政・人事・文部・労働連合委員会会議録第三号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)午前
十時四十一分開会

本日の会議に付した事件
○地方公務員法案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方
行政・人事・文部・労働連合委員会を
開会いたします。質疑を続行いたしま
す。

○矢嶋三義君 一昨日日本員は質問申上
げたわけですが、その当時人事
院總裁並びに文部大臣がお見えになつ
ていませんでしたので、本日出席を要
望したわけですが、午前中お見え
にならないのであります。人事
院總裁並びに文部大臣に対する簡単
な質問は午後させて頂くことにいたし
まして、これから地方自治関係の政
府委員のほうへ若干質問を続けます。

先ず先日政治的行為の制限のところ
で、森崎委員の緊急動議で切られたわ
けであります。その辺から続けま
す。この政治的行為の制限の大きな目
的として、行政運営の公正を期する
ということが、謳われているわけであ
ります。公務員の勤務地域や離れれ
ば、これは行政の公正なる運営とは殆
んど関係なく、その行政力の及ぼす力
というものは全くない、こう考えら
れるわけですか。従いまして具体的に申
しまして、甲の町或いは村の公務員が、
町村役場の吏員が、乙の町村に行つた
場合に、その選挙運動まで禁止する
というのはどうしても納得ができません
わけなんです。提案理由から

言つても、この立法の過程においてそ
ういうことを恐らく考えられたと思
うのであります。そういふことを考慮
されたかされないか。それとすれば、
どういふ理由で勤務地域外にあつてま
で政治活動を禁止したかという点につ
いて御答弁願いたいわけでありませ
ん。

○政府委員(鈴木俊一君) 政治活動の
制限に關しまして、何故勤務地域以外
においてこれを禁ずることにしている
かというお尋ねでございますが、この
政治的行為の制限に關しましては、只
今御指摘になりました行政の公正なる
運営を期するといふ面がありまると
同時に、他面職員の利益を保護する
といふ二つの目的から、このような制
限を設けておるわけでございます。假
令その勤務地域内における政治活動
にないにいたしまして、職員が他の地
域におきまして、積極的に政治活動を
するといふことに相成りますという
と、結局人事行政の運営の上におき
まして、やはりそういう政治活動をした
といふことが、任命権者に対して、い
ろいろの影響をもたらしまして、その
結果として、その職員が或るいは排
せられ、或いは実力以上に昇進させら
れるといふような結果を招く危険があ
るわけでございます。そういうこと
に相成りますと、たゞ／＼／＼／＼／＼

政治活動をすることを懸念いたしてお
るような、或いはそれに同調するよう
な当局者が任命権者としておる場合
は結構でございますが、その者が政変に
よつて代つたといふことに相成ります

るといふと、忽ち逆の影響が現われて
来るようなことに相成るわけござ
います。要するにそれは職員が政治
活動に捲き込まれた結果として、
そういうような人事行政上の問題が起
り、職員の身分といふものが不安定に
なるわけでありまして、身分が不安定
に相成りますれば、その職員の利益を
保護することができないと共に、行政
も又安定をするということが困難にな
ります。そういうような見地から勤務
地域の内外を問わず、このような制限
を設けることが適當であらう、かやう
に考えたわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 只今の次長の答弁は相
当重大だと思つております。私とし
てはどうしても承服できません。私と
重ねてその点につきまして質問申上
げます。公務員の利益を保護するため
に、政治的行為の制限を設けることに
した、どういふ意味において利益
が保護されるかといふ点を具体的に申
して頂きたい。なお勤務地域以外にお
いて政治活動のあつた場合に、それが人
事行政に影響を及ぼして云々といふ
ことが、具体的にどういふことが予
想されるか、懸念されるいふことを
言われたい。そういうことと考
えて想像ができないような處がある
といふ懸念の下に、基本的に認められ
ているかといふ基本人権まで束縛しな
ければならぬといふことは、余りに
も私は犠牲が大き過ぎると思つてい
ます。勿論公務員は公正で、公共性とい
ふことは考えなくちゃならないと同時
に、私は公務員の人間として権利とい

ふことも尊重されなければならぬ。
両者の最大公約数を私はつかまなくち
やならぬと思つて。そういうことを考
へるときに、只今言われましたように、
隣の村でやつたときにもその人事行政
に影響が来る虞れがあるという、又只
今の保護ができないといふような点
を、もう少し具体的に承われないとい
ふと、どうしても、納得ができません
ので。

○政府委員(鈴木俊一君) 例へば府県
の教育委員の選挙でありますとか、或
いは知事の選挙でありますとかいふ
具体的な選挙の問題を一つ考へて
見ますと、地方公務員が県の職員で
ありまして、選挙は勿論ございませ
んが、仮に市町村の職員でありまして
合でも、やはりその職員がそういうよ
うな選挙に捲き込まれますといふと、
勢いこれはその選挙の結果としてい
ろいろの人事行政上の運営が出て来る
と思つて、国の場合に比較いたしま
すと、地方は知事なり、市町村長或
いは教育委員といふような直接選挙に
よりまして、その公職が相当多くあり
ます。その他又間接選挙ではあります
が、同様な公職が多ございまして、
そういうようなことを考えますと、
いふと、やはり職員といふものは、時
々の政変の如何にかかわらず、安定し
てその地位にとどまり、行政を執行す
るという建前をとりませんといふと、結
局身分が不安定になる。そういう意味
から、やはりこれは政治活動を制限す
ること自身が職員の利益にもなるので

あるといふふうに私も考えておるの
であります。

○矢嶋三義君 自ら全国の地方公務員
に相当接触しましたが、未だ曾つてそ
ういふ立場から地方公務員法が必要だ
といふことを聞いたことはありません
し、或る選挙に公務員がタツチしたた
めに身分上の不安を來したことは聞い
たことがありません。もし仮にあつた
としても、そういう独裁政治をする時
代ならともかくも、こういう民主時代
になつて、そういうことによつて論功
行賞をやるといふようなことは私は絶
對に許されたいし、なおそういうこと
を防ぐ方法といふものは、他に私は人
事委員会からいふても、それもありま
うし、又民主的に結成されたところの
職員団体と理事者側との話し合いとい
ふような点におきまして、やはり昔の
獨裁政治時代ならいざ知らず、現在の
民主政治下には絶対私は懸念すること
はないし、又そういう方法は他にあり
と思つて、又そういう方法に對する次長の
見解は如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは假り
に知事の場合を考えて見まして、市
町村長の場合を考えて見まして、今
も申し上げましたように直接選挙でござ
います。若しも政治的行為の制限がな
いといふと、やはりなかねて深
い知り合になつておるような部下の公
務員或いは市町村の職員等に対して、
どうして或る種の要求をする、依頼
をするといふようなことが起ります
のは、これは人情の自然として止むを

得ないことであらうと思います。ところがそういうことが許されるという結果になりますというところ、それを受けました相手がたの公務員といたしましては、やはりそれに応ずるといふのが、これ又人情の自然の帰結であらうなと思ひます。そのことの結果としては、それだけならばいいのでございませうけれども、今も申上げましたように、成るほど御説のごとき、この地方公務員法案におきましては、いろいろの身分の保障を考えておられますけれども、併し本来的な任命権を持つております者は、それ／＼の任命権者でございまして、その任命権者は自己の許される裁量の中におきましては、やはりそういうような人事上の扱ひをすることは可能であります。そこにやはり職員的身分を不安定ならしめる原因があるわけにございまして、職員的身分を真に安定せしめするためには、このような政治的行為の制限を置くことが適當であるというふうに考えたのでございします。又同時に職員が特定の一部の者の奉仕者ではなく、全体の奉仕者であるという性格から申上げまして、この制限は止むを得ないことでであると存じまするし、又そも／＼職員が公務員になるといふことは、自己の意思に基いて、そういう公務員としてのそのような性格上の制限があるということを受諾の上でなるわけにございまして、これはやはりそのような点から考えますというところ、この種の政治的行為の制限を設けますというところは私は差支えない。差支えないのみならず、職員の利益の方法にもなるうし、又公務員としての性格にも合致するものであるわけです。

○矢嶋三義君　こは非常に私は大事な点だと考えるのです。今次長のおつしやるように、県の吏員が町村におつした場合に、その吏員が、例えば知事の選挙のときに選挙運動をするならば、任命権者である知事の影響を受けるかも知れません。だから県の吏員だつたならばその行政区域内、要するに行政力の及ぶその県の範囲内において選挙運動を禁止されるということは考えられえと思うのですが、市町村の吏員を考えた場合に、町とか村の吏員の任命権者はその町村の首長であります。それが一つの政治的見解を持つて政治的行為をした場合に、例えば知事の選挙をやつた場合に、或る影響というものがその町村の役場の吏員に影響するとは考えられないと思う。そうなれば、当然その町村の吏員が、行政力の及ばない隣りの町村において、基本人権である政治行為をやるといふことは、私は毛頭差支えない。当然そうあるべきだと考えるのですが、県の吏員の場合と市町村の吏員の場合と違ひはしませんか。

○政府委員(鈴木俊一君)　政党政治と地方自治との関係は、これはいろ／＼見方があると存じますけれども、やはり市町村の行政は政党が入らないほうがよろしいのだという説もございするけれども、併しこれはやはり今のような政治の態勢におきまして、政党の勢力というものが市町村に滲潤するといふのは当然でございするし、又それを排除する必要は毛頭ないと思うのでございます。従つて市町村長等も成るほどいわけゆる中立のかたも多くありますけれども、やはり何らかの政党色彩を持つておりますると、又歴然と或る党派に属しておられる市町村長等

もたぐさんあるわけでございます。そこで仮りに市町村の吏員が、県の關係をいたしておりますところの選挙に關係を持つたということを考えますというのと、やはりその任命権者であります市町村長の政治的な色彩ということと、今の当該公務員の市町村の職員のこと、政治活動とが結び付きまして、そこにやはり人事の上に何らかの色彩を持つたことが行われる可能性があると思ひも考えているのでございまして、そういう見地から、やはりこれは政治活動を制限することが適當であると、かように考えておるのでございます。

○矢嶋三義君 懸念とか或いは可能性というような事柄と、それから基本的人権である政治行為の制約、そののどちらにウエイトを置くかという点について、次長と私との意見の食違ひという点になつてゐるようであります。その点について以上の点質問すると意見になりますから、この点はここで打切りますが、本員としては、どうしても納得のできない点であります。次にやはり三十六條で、二項の第五に「條例で定める政治的行為」と書いてありますが、例えばどういふものが予想されるか。なお人事委員会規則で更に制定する場合はどういうものが予想されるかということを承わりたい。と申すのは、国家公務員法の政治的行為の制限の百二條に比べると、地方公務員法のそれに該当する三十六條は、政治的行為の目的とか、或いは政治的行為の意義というようなものを多分に取入れて、地方公務員法の第三十六條のほうがよくほど詳細に詳しく、言葉を換えれば余分に制約してゐるということとは、これは法文上はつきりしてゐる。

わけてありますが、これ以上更にどういう政治的行為を加へよう、或いは規則を加えなければならんというような点を考えられておるかという点を承わりたい。若しそういうものがありますれば、そういうものをこの地方公務員法に入れて置かないというと、昨日も私は申し上げましたように、地方の人事委員会はどのような立派な人事委員会ができるかも知れませんが、現在の国家公務員法によつて関連して出されておるところの人事院規則あたりに、更に輪をかけたもの次々と出されては、提案理由の説明においては国家公務員法よりも地方公務員法の場合は、その自主性と多様性によつてよほど緩和されているという点を仰せられておりますけれども、実際においては逆に地方公務員のほうがよほどがんにがらめに縛られてしまふということになると思つてお尋ねしたいと思つております。

○政府委員 鈴木俊一君）三十六條第二項五号の、「條例で定める政治的行為」の制限につきましてはお尋ねでございますが、如何なる政治的行為を條例で定められるかということでございますが、これは本條の第五項にございしますが、これは本條の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならぬといふ、このことございまして、條例の制定というのは全く本條の運用の一つでございますが、この第五項の精神によつて規定するところに従つて、條例で制限すべき行為を定めなければならぬ

のであります。然らば具体的に如何なるものが予想せられるかということでございますが、これは先ほど御指摘がございましたように、国家公務員法に基きますところの人事院規則というものが定めておりますような、政治的行為の制限の一つ二つというようなことがこれに該当するような行為になるであらうと存じます。国家公務員法との関係におきましては、これを特に詳細に規定しているというふうに私も考えまさんので、むしろ国家公務員法は如何なる行為を人事院規則が定めても、それを容認をし、これに包括的委任をしておるわけでありまして、そういう建前をとりまするよりも、やはり基本的なもののだけは法律の上に規定をいたし、国会で十分御審議を願つて、地方団体に一樣にそういうものを適用いたしますが、その他のものはそれ／＼の地方の実情に応じて定めたいいのではないか、こういう考え方を持つておるのでございます。

○矢嶋三義君　それではこれと関連いたして参るのでありますが、次に附則の第二十項で、地方財政法第六條に規定する公営企業に従事する職員については、別に法律で規定するということとを掲げておりますが、国家公務員法では、国鉄とか、専売の職員は国家公務員ではないことにしてあるのに、この公営企業に従事する職員は地方公務員法では地方公務員としてある。このの差違をどういうふうに説明なされるかという点が一点と、それから公営企業に従事する職員に対しては立法化を急いでやられると云うが、いつやられる予定であるか、なおこの職員に対して、いわゆる労働基本権、閉結権、団体交

労働、団体協約権、争議権という、この労働基本権というものをどういうふうにかえられておるか。更に政治的行動についてはどういう構想の下に進まれているかという点について承わりたい。

○政府委員(小野哲君) 私からお答えいたします。

地方公務員法案附則第二十項に掲げております公営企業に従事する職員についての法律の制定につきましては、政府といたしましては、ただ準備を進めまして、次の通常国会に提案をいたしたいと考えております。その他の点につきましては、鈴木次長からお答えをいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 何故に公営企業従事職員を地方公務員としておるかという点でございますが、これは実は附則第二十項に書いてございまして、この組織をどうするか、会計経理をどうするか、併せて身分取扱をどうするかというこれらの言葉が示します。今後考案を、又法律案の内容として考えておられます。これは、組織なり、会計経理なり、職員の身分取扱という点でございます。只今の状態におきましては、地方公営企業従事者でございます。地方公営企業の任命権者によつて任命せられ、地方団体の任命権者によつて任命せられ、地方団体の経営に從事しておるのでございます。これは飽くまでも地方公務員でございます。ただ国の場合のように、国鉄なり、専売公社のようないわゆる公共企業体を作つて、本来の国家公務員と別建にいたしますか、それとも別建にいたさないけれども、相当程度独立性を持った、組織

の上でも、会計経理の上でも企業としての自主性を持つたものにするか、これらの点は私どもとしては今後の研究問題だと思つておるのでございます。が、現在の段階におきましては、地方公務員であることは明らかでございまして、そのような取扱をいたしておるのではありません。それからいつ立法化するかというところは、今政府次官が申されました通りであります。因結構、労働協約の締結権といったような労働基本権についてどのように考えるかという点でございます。現在国鉄、専売公社の職員に適用せられておる公営企業労働関係法というのがあるわけでございますが、大体その建前に準じて考えて参りたい、こういうふうにお考えをしております。

○矢嶋三義君 その点ははつきりいたしました。それでは労働基準法の第八條、ここに掲げられてある事業又は事務所に従事する職員の大部分は、五十八條によつて現業扱いとして、そうして労働基準法をこの現業職員に適用し、そうして労働基準監督機関の監督を受ける、こういうふうな法案はなつておるわけでありまして、併しなから具体的にいって市町村の掃除をする人とか、或いは養育院とか、又市町村の経営しておる旅館に勤める人といふような、單なる労働を提供する單純労働者を地方公務員として、更にそれらの人の政治活動まで禁止しておるの、どうしてこの納得でないのです。これは、私は先ほどの次長の説明からいって、地方公務員とするというところは一応了解するとしても、他の労働

基本権というものは大幅に緩和すべきものだと思つておるのです。どういふわけにこれだけの制約をしておるか、これが第一点、先ずそれを承わりたい。○政府委員(鈴木俊一君) 現業職員と申しますか、單純労働者に対してこれを地方公務員とすることは止むを得ないとしても、これに対して地方公務員法を一般的に適用することは適當ではないかという御指摘でございます。摘するが、私もいたしまして、御指摘のような職務に従事したておる市町村公務員が、いわゆる行政職に従事したておる市町村公務員と性格の上において確かに違いがあるといふことは存じております。そういう見地からこの法案におきましては、例へば労働基準法の適用に關しまして、これを国家公務員法では適用しないこととしたておる用が、地方公務員といたしましては、適用というふうな形で、特に性格上相反するものを除きましては、やはりこれを適用するといふふうなことをいたしました。やはりお話をうなそういふ職種のものが相当おるといふやうな地方公務員としての実情を考慮したわけでありまして、更に進みまして、この種の職員に對しましては、今御指摘の五十八條の第三項におきまして、本来労働基準法の事項は、自主的に地方公共団体の機関が行うようにいたしておる用が、特に現業職員に關しましては、安全及び衛生に從事いたしまして、そういう見地から労働基準監督機関の監督権を認めるといふやうな点において、すでに特例を認めておるのであります。この点は国家公務員の立場、建前との若干そこを調整を加えておる次第でございます。

まするが、なおその他の問題につきまして、どの程度の特例を認めるかという点に關しましては、やはり国家公務員の現業職員に對する基本的な建前と関連を考へなければならぬ。それで、政府としては、今後これが考案を参りたい、かように考えておるのであります。

○矢嶋三義君 国家公務員の現業職員との均等というのを申されたわけでありまして、原始林の中で原始林の伐採をやつておるやうな農林省所管の国家公務員あたりが、やはりさつき申されたやうな取扱いかたを受けているという点は、確かに私は不合理だと思つております。その点については、国家公務員並びに地方公務員の現業に従事している職員の一貫した緩和といふものを考慮、検討されることを希望して、その点の質問を切りますが、もう一つこれについて伺いたい点は、一点掘り下げまして、教職員に關してでありまして、教職員がこの法案によりまして、非現業扱いになつておる用が、従来教職員は現業扱いを受けて来たわけでありまして、どういふわけで非現業としたかという点です。非現業であるとか、現業であるとかというところは、これは教職員の労働条件の確保という立場からいって極めて重大な問題であります。現業でありまして、労働基準監督機関の監督を受けるという点、これは地方公共団体と並立してまいります。その労働条件の確保なり、その監督といふものが十分参りますけれども、労働基準監督機関の監督をばすので、地方公共団体に持つて行かうというので、これは提案理由では、人事行政の統一制と言つております。

す。よくいえばさうであります。悪く申しますと、一部のボス勢力に牛耳られてしまつて、人事委員会もその制圧下に置かれて、公機關としての機能を發揮し得ず、非常に悪い勤務条件下に置かれる、こういう心配があるわけ。それから、さつきと教職員が非現業であるという説明が付けばさうであります。私の考えでは、どうしても教員が非現業であるという理由では成立しないやないかという意味でお聞きするわけなんです。この労働基準法の第八條に、第一号から第十七号まであるわけでありまして、その中の第十二号の「教育、研究又は調査の事業」、ここだけを落してある、わけ。す。法案では今まで入つていたので、こだけ落してあるのはどういふわけがあるか。この中には動物の飼育に携わる者とか、或いは植物の栽培に携わる者とか、或いは電気とか、ガスとか、動力の発生に携わる者、そういう者が全部現業扱いになつておる。実業学校の電力とか、ガスとか、そういう動力関係に従事している職員等ははつきりさういふ部類に入りますし、なお農学校あたりで栽培している職員とか、飼育或いは栽培している職員とか、どこかどういふ点において差違があるか。曾つて加配米なんかといふものがあつた時代において、農業者の職員とか或いは操業科の職員といふ者は準労働者扱いになつて加配米までも支給された。これは直接関係はありませんが、さういふ取扱を受けて、今まで教員といふ者は現業職員としてすべて取扱を受けて来て、何らそこに支障がなかつたにもかかわらず、今後教職員の勤務条件が恐らく危惧されるであろうと予

想されるのに、あえて教職員を非現象として取扱つておるといふところの明確なる根拠を説明して頂きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員の種類と申しますか、地方公務員が勤務しております業務の性格から申しまして、大体四つの種類に分けられておるのでございますが、先ほどお話のありました公営企業に就事しておる地方公務員、今御指摘のございましたような、そういうものを除きました現業職員、それから今問題になっております教職員、それから一般行政職の職員、大体地方公務員を大ざっぱに性格的に分けますると、そのような四つの種類の地方公務員があると思ひます。この法案の建前といたしましては、一番最初に申上げました公営企業に就事いたします職員に関しましては、その給與の問題をとつて見まして、会計におきまして独立採算制をとつておりまするし、これは常にその企業自体においてその給與を賄うというのを原則としておりまするから、これを別建てに扱つて参りますということ、そのことからいたしまして、これは十分理由があるのでございます。ところが今の現業職員に關しましては、その点におきましては、やはり公営企業の就事職員と異なりまして、特別会計を仮りにとつておるとしまして、もそれらの給與その他の経費というものは、一般会計から繰入れるという場合が多いのです。大体そういう原則でございいます。そういう点から申しまして、やはりこれは違ひがございいます。この地方公務員法案は、教員に關しましては、そういうようにいわゆる清掃に就事しておる者とか、或いは土建に

従事しておる者とかというような現業職員に教員を入れるか、それともいわゆる行政職の職員のように教員を入れるか、考へ方は二様あると存じますが、私どももいたしましては、そういう清掃職員を含んだような現業職員に入れますよりも、やはり性格的に、これはどちらかと言へば行政職のほうがより接近しておる職務である。かように考へまして、これは一般の行政職と同じようにしておるわけであります。ただこの地方公務員法案におきましては、現業、非現業の区分というものは、先ほど御説明を申し上げました労働基準監督の關係においてのみでございまして、労働基準法に定める條件の適用に關しましては、何らその間に差違を設けておりません。その監督を一方は地方公共団体の機關がやるか、一方は国の機關がやるかというだけの違いでございまして、従つて扱ひとしてはそこに積極的な差別を設けていないのであります。従つて教員が行政職と同じように扱われるとしたしなくても、少しも欠くところはないと、私は考へております。

○矢嶋三義君 現業であらうと、非現業であらうと、五十八條の労働基準法の適用に当つては、具體的に變りはなない。ただ労働基準監督機關の監督を受けるか受けないかという差違だけであるという御説明でありますが、五十八條の第二項はそうなっておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 五十八條の第二項はいろいろ條文を引張つておりますが、これは地方公務員としての性格から申しまして、労働基準法並びに船員法の中で適用しがたいものだけを除きまして、その他のものを職員に適用するものと見なしております。

用することにしておるのであります。除いておりますものは、何とか申しますと、例えば労働條件の対等決定でございますとか、或いは業務上の負傷の實際の補償の実施に關しまして異議のあります場合の行政官庁に対する審査、仲裁の請求とかで、要するに地方団体の自主性から申しまして、国の機關の監督を受けるという建前を排除しておるものとか、或いは司法警察の職權を労働基準法を勵行いたします機關がそういう職權を持つということが不適当でございますので、そういうものを除いたわけでございます。その他の原則的の規定というものは大部分これを適用いたしておるのでございます。

○矢嶋三義君　かなり違いますよ。これ以上言いません。五十八條の第二項では「労働基準法第八條第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に關しては適用する。」という文章があつて、而も労働基準法を見ますと、双方から代表を出して話合うというようなことは、現業職員にはありますけれども、非現業職員にはない、そこに若干差違があります。そして而も労働基準監督機關の監督を受けるか受けないか、かかるかどうかというわけですね。それについては研究すればはつきりわかることでありますから申し上げます。なただ教員を非現業にしたという説明には、甲でなければ乙だ、教職員が現業であるかどうかということを考えて見て、いやこれは掃除夫とは違ふ、人夫とは違ふ、土建でやつている者とは違ふ、だから甲でないから乙だ、そういう現業でないから非現業である。まあ極端に言えばよいものだけ調べて見て、

その中にまあよいものの若干を拾ひ上げて、中にまだよいものが残つておるのに若十拾ひ上げただけで、そしてよいくないものの、あとに残つたものはいよいものが残つておるうが、これは全部黽勉ののだといつたような、私は便宜的な單純な論法によつて決定されている点においては、納得のできないところであり、併しこれ以上申上げますと意見になりますので、ほかに御質問のかたもあるようでありますし、冒頭に申上げました浅井総裁への簡單な質問と文部大臣に対する簡單な質問を保留いたしまして、自治庁の政府委員に対する私の質問を打ちります。

○堀賢妻君 国務相が見てないので大変遺憾でありますが、二、三の点について質問申し上げます。私の質問は或いは矢嶋君の質問と若干重複する点があるかと思いますが、できるだけ観点を交えて質問を申し上げますと思うのであります。

先ず第一に、私はこの地方公務員法案を撤回される意思はないかということをお尋ねしたのであります。御承知のように地方公務員法案につきましては、一昨年来しばし国会に提出されては、一昨年来しづゝ国會に提出されるだらうということが言われておつたのでありますが、その都度どういふものか提案もされず、而も草案と称せられるものが幾たびも出たのであります。それに対しまして内外から相ます。それに對しまして内外から相當の批判を受け、或いは反對を受けて参つたのです。ところが今回突如としてこの地方公務員法案が上程された。丁度朝鮮事變のあとでもあり、政治が極めて反動化しておる時期に、こういうような法案が出て参つたということにつきましては、非常に納得しがたい。

ものを持つてゐるのです。そこへ以て来まして、今度の国会は御承知のように僅か十八日間であります。この地方公務員法案が上程されましたからまだ今日で三日目です。あと余すところ幾日もないのであります。で、百三十万の地方公務員の身分に関する規定を含んでいて審議決定するということでは、余りに輕卒の嫌いがあるのではないかと、いう工合に考えられるのでありまして、こういうような重要な法案については、できるだけ十分に審議をいたしまして、そしてこれを通過すべきものは通過させる。修正すべきものは修正する。こういうことをやつてこそ初めて国会が慎重に審議したということが言われるのだらうと思ふ。それに地方公務員法と並行して、実は地方公営企業に従事する職員の身分に関する法案が出て来なければならぬと思うのであります。その地方公営企業の場合に於ける法案もまだ今国会には準備されてゐない。矢嶋委員に対する答弁によりますと、来国会には提出されるというのであります。が、地方公営企業に従事する職員並びに一般の地方公務員、それと密接な関連を持つものである、同じ地方公共団体の内部におる者として、これらの両法案がやはり並行審議されるのではないかと、十分に地方公務員法案と審議をさせられないのではないかと、いう工合に考えられる。これらの観点から申しまして、私は地方公務員法案は、今国会においてははその時期に適しない、従つてこれを撤回すべきであると、こう考えるのであります。が、これに対して先ず政府委員の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げます。地方公務員制度を確立して行く必要につきましては、国家公務員制度の確立に伴ひまして速かにいたさなければならぬことは、私から申上げるまでもないのでございます。地方公務員法案の制定につきましては、すでに御承知のように地方自治法の制定並びに改正の際におきまして、その職員の身分取扱等につきましては、一応暫定的な規定を設けまして、将来地方職員に關する法律の定めがきめられるまでは、従前のようなやりかたをして行くということになつておつたのであります。国会に對しまして、提案をいたしたいというので努力をいたして参つていたものでありますので、政府といたしましては、できるだけ早い機会に国会に提案をいたしたいというので、すでに過去の国会におきまして、これらにつきましては準備を進めて参つて来たのであります。従いましてこの国会に提案いたしたのも、地方公務員法案の立案準備と、従来からの経過に鑑みまして、政府といたしましては、最も近い国会に提案をいたしたい、こういう趣旨でこの国会に御審議を仰ぐことにいたしましたわけでございます。従つて政府といたしましては、この法律案を、御質問になりましたように撤回をいたす意思は持つておらない次第でございます。

○堀眞琴君 只今政府委員からの御答弁によりますと、国家公務員法はもうすでに実施され、而も地方自治法において地方公務員法の制定せらるべきことがすでに約束されている。従つて地方公務員法案をできるだけ早い機会に作成して、そうしてこれを上程するという政府の意向である。本国会においても従つてこれを撤回する意思はないという御答弁なのであります。併し国家公務員法そのものが、これは矢嶋君もすでに指摘されているのであります。矛盾と不合理な点を暴露しているのではありません。例へば二十八條、九十條に關する国家公務員法の規定は非常に現実に即しないし、單に見せかけの民主的な法規だというように批評もあるのではありません。このように国家公務員法について、我々は一大修正を行わなければ、本當の意味において国家公務員法の身分を保障することができないという工合に考へる。従つて国家公務員法が現在施行されているから、だからして地方公務員法も同時に施行されなければならぬのだという、そういうような論議にはならぬ、むしろ国家公務員法を修正して、不合理性をなくして、合理的な科学的な公務員の制度を立てるという前提の上に立つて、同時に地方公務員法も制定すべきではないかという工合に考へるのであります。その点については政府としてはどのように考へておられるのでありますか。

○政府委員(小野哲君) お答えいたします。御承知のように新しい憲法が施行されて以来、地方自治制度の改革が順次行われております。然るところ地方公務員の身分取扱につきましても、旧態依然たるものがあるのではありません。若しこれを現状のままに放任いたしますと、却つて地方公務員自体の身分の保障であるとか、或いは利益の保護につきまして欠くところが生じて来るものと私は考へておるのではありません。国家公務員法が制定実施されました以後における諸般の問題につきましては、これはいろいろと御批判があるのではありません。私も考へる次第でございます。地方公務員に關する取扱の現状に鑑みまして、一日も速かにこの地方公務員制度、言い換へれば近代的な人事行政の確立をいたして行くことが極めて喫緊の要務であると、かように考へておる次第でございます。

○堀眞琴君 先ほどの私の質問に對しましては、もう二点だけ答えておられないのですが、一点は、この国会は極めて短期間の臨時国会である。その国会に十分審議を盡すべき法案が提出されておるが、短期の国会では十分に審議を盡すことができない。そのために撤回される意思はないかということ、それから地方公営企業に從事する職員に關する法案で準備されているというが、臨時国会に提出される予定だというお話であります。それと並行して審議するのでなければ、地方公務員法との密接な関連の上から言つて、地方公務員法と併せて審議するということでは十分な審議はできない。この点について撤回の意見はないかというのをお尋ねしておるのですが、その点について併せて御答弁を願ひたい。

○政府委員(小野哲君) 先ほど私の答弁は包括的に申上げた次第でございます。併し更に御質問がございますので、お答えいたしたいと存じます。先ず第一は、この臨時国会が短期間であるから審議の上に無理があるのではないかと、かような御意図のように伺つたのでございますが、政府の考へといたしましては、成るほど短期間ではございませうけれども、先ほど申上げましたような地方公務員の制度の現状から考へて、又地方自治法において定められております趣旨からも考へまして、短期間ではございませうが、国会におきまして御審議を仰ぎたいという趣旨から提案いたした次第でございます。第二の公営企業の職員に關する問題でございますが、この点につきましては、地方公務員法案附則第二十項にもございませうに、單に職員の身分取扱ばかりでなく、公営企業というものの性格が、いわば企業会計によりまして運営されるべきものであり、従つてその会計経理の点につきましても、一般の行政官庁のやりかたとは異にしなければならぬという点から考へまして、公営企業の組織、会計経理及び職員の身分取扱に關しまして別個の法律を定めることが必要であらう、かような意圖を持つております。ために、これらの点につきましては、單に身分取扱ばかりでなく、公営企業全体についての検討もいたさなければならなりません。先ほど次長からも説明をいたしましたように、この組織等につきましても、相當慎重な検討を加える必要もあらうかと考へておりますので、必ずしもこの地方公務員法案と時期を同じうして提案をするということにつきましては、政府としても十分な準備をいたしまして、御審議を仰ぐ方がむしろ適當ではないか、特に先ほどお答えをいたしましたように、できるだけ近い機会に提案いたしたいというので、折角準備をいたしておられます点をも御了承を願ひまして、この点につ

きまして、政府の意圖を御理解願ひたいと思つてございませう。

○堀眞琴君 只今政府委員の答弁によりますと、今国会に上程して審議してもらいたいというのであります。その本當のお考えは、この国会はあと余すところ幾日もない、今日は四日でございます。五、六日は公聴会で、七、八と二日しかないのではありませんか、恐らく我々同僚諸君の質問も、まだ／＼あとたくさん続いております。思ふのであります。到底今国会中に質問だけども終了することは、恐らく不可能だと私は思つております。本當の打撃は打つたところ政府としては今国会に一応審議にかける。併し必ずしもこの法案を通さなければならぬという堅い意思はないが、十分な審議をしてもらおうというところの本當の肚があるという意味なのですか、審議を願うということはどういうことなのですか、その点を一つお答え願ひたい。

○政府委員(小野哲君) 只今の御質問でございますが、政府といたしましては、是非この国会に成立して頂きますように希望をいたしておる次第でございます。

○堀眞琴君 私はその点はその点といたしまして、次に本法案を作成するに當りまして、果して地方並びに地方公務員、乃至はその他の各方面からの意見なり、希望なりを十分にこれに取入れて作成したかということについてお尋ねしたいのであります。御承知のように地方公務員法は非常に重大な案でありまして、百三十万地方公務員の身分に關する法律であり地方行政の公正なる運営ということを目的として設けら

れるものでありますからして、十分万全の措置をとることが考えられなければならぬと思うのであります。この点につきまして、例えば地方公務員の意見を聞いたとか、或いは第三者の意見を聞いたとか、或いはその他の希望意見なりその他について、何らかのそういうような方法を取入れる措置を講じたかということについて、先ずお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(小野哲君) お答えいたします。先ほど私がお答えいたしましたような経過を辿つて地方公務員法案が立案いたされておりまする実状に鑑みまして、御理解を願えるものと思うのでございますが、この法律案の立案に当りましては、相当の時日を経過いたしましたしております關係上、その間に於いてできるだけ各方面の意見を聞くようにいたしました。こういう考えから或いは地方公共団体の理事者の方面から、或いは又職員団体の方面から又は、學識経験者等につきましても、できるだけ意見を聞くような機会も持つて参つたような次第でございます。従いまして立案の途上におきましては、できるだけ各方面の御意見を伺うように努力をして参つたつもりでございます。

○堀眞琴君 地方公務員法は地方公務員に関する身分上の基本的法律であるということになりますれば、結局その法律そのものは、できる限り地方公務員の身分を保障する、保護するということに観点を置くべきでありまして、法規そのものも、従つて取締法規であるよりは保護法規であるということか、最もその地方公務員法の眼目にならなければならぬと思うのであります。が、この地方公務員法案を作成される

るに當つて、そういう点についてどう
いう考慮を拂われたか。これはあとで
罰則その他の点で触れる問題でありま
すが、一応地方公務員法案作成上に
當りまして、如何なる考慮を拂つたか
ということについてお尋ねを申し上げ
たいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法案は、一面におきまして、全体の奉仕者としての地方公務員の性格を明らかにいたしますと共に、他面職員の仕事を保護するという見地から立案せられておるのでございまして、どの点についてどういう利益保護というようなことを考えておるかということでございますが、これは例えば労働三法の関係におきましても、基本的な、勤務条件を定めております労働基準法は、これを適用する建前はとっておりまして、労働組合なり、労働関係調整法はこれを排除いたしました。これは公務員としての性格からそのような体系における利益保護の方法をとりませんで、別個な公務員法体系の中に置いて、これに代るべき利益保護の方法を考えておるのでございまして、先ず積極的には給與の引上げ、その他勤務条件の改善のために行政措置を要求す

る方法を職員から人事委員会に對して行うことを認めまして、人事委員会はこれを審査し、その結果に基いて自己の行うべきものはこれを行い、他の任命権者をして、他の機関をして行なつてもらいたいものはこれを監督するといふような、積極的な勤務條件の改善に關する方式を採用しております。又他面消極的と申しますか、すでに行なわれましたところの不利益の処分に關しましては、現在政令二百一十号で、い

ば斬り捨て御免になつてゐるその状態を改善いたしまして、凡そその意に反して不利益な処分が行われました場合には、如何なる処分でありましようとも、先ずこれに対して処分説明書というものを交付し、それに基づいて本人から人事委員会に審査の請求ができること

いうことになつております。審査の結果、一定の事項がはつきりいたしましたならば、任命権者の処分を取消したり、或いは必要な回復の措置を講じたりするようになつておりまして、そういうような指示などに従わない場合におきましては、これを罰則を以て強制するということも考えておりまして、要するに労働法の体系に代りまして、公務員法の体系における利益保護の方式を考えておるのであります。なおそのほかに分限、懲戒等、いわゆるその意に反して免職をするという場合につきましては、これもこの法律に直接解職をいたしますべき事由を法律に直接解職をいたします。又條例を以ちま限定をしております。又條例を以ちまして、その手続なり、効果等についても、これを必ず定めなければならぬというふうになつてしまつて、要するに法律なら法律に相当いたします條例に対して義務を負い、これを行うというふう

うにいたしまして、その身分を保障いたしておるのであります。又更に厚生福利制度、公務災害補償、或いは勤務條件というような点に關しましては、特に第八節に「福祉及び利益の保護」という一つの節を設けまして規定をいたしております。これらの点は、國家公務員法と体系をいささか異にいたしておりますが、そのように各種の点におきまして、公務員の利益保護をいたすような見地で立案をいたしておる

のでございます。

○堀眞琴君　大変長々と公務員法の中に盛り込まれた地方公務員の身分保障に関する御説明を願つて恐縮なのであります。私がお尋ねしたのは、勿論そういう具体的な條項も必要ではあります。が、一体この法案を作成するに當つて

どういう態度を以て臨んだか。保護法であるという建前で臨んだか、それとも取締法規という建前で臨んだかということをお尋ねしたのであります。太体今の次長の答で一応見当は付くのであります。その点はそれといたしまして、次にお尋ね申上げたいのは、人事委員会の問題であります。この法案によりますと、人事委員会並びに公平委員会が設けられて、人事委員会は都道府県、五大市に設けられる。こういうことになつておるのであります。が、先ずその権限であります。国家公務員法によりまして、人事院が設けられ、人事院としては国家公務員法に規定されたそれらの権限を持ち、特に国家公務員の身分、殊に給與等に関して勧告を発するということを二十八條その他に規定しているわけでありまして、それが同じように地方公務員法におきましても、人事委員会は給

與その他について勧告ができる、或いは報告を行うなどの権限をこの公務員法案に規定しているわけであり、また、が、ところが例えば給與に關して勧告を行うという場合、それは單なる勧告に終つてゐる。従つてその勧告によつて政府を拘束するということとは全然ない。勿論政府としてはこれを聞かなければならぬ。併し聞き置く程度でありまして、それによつて政府が拘束されるということがないわけでありま

す。そうなりますというのと、例えば国家公務員法の場合に、人事院の勧告があつても、政府がこれを聞き置くという点では、單に形式的な身分保障に過ぎないのであつて、實質的には身分保障にならぬということが国家公務員法の場合に言える、地方公務員法の場合に言える、

合についても同じことが言えると思うのです。若し單なる勧告であるならば、これは任命権者が聞き置く程度で、それを無視することでもできるわけです。若しそうであつたならば、地方公務員或いは国家公務員も同様だと思ひますが、地方公務員は果して自分の身分を保障されておる、この法案によつて保障されておるということが言へるかどうかということが問題になると思ふ。従つて若しこの人事委員會の権限をもう少し拡充して、單なる勧告ではなくて、その勧告が十分に政府、任命権者をして履行せしむるだけの力を持つものとすることができるということにでもなれば別であります、その点に対して政府としてはこれを單なる勧告で、任命権者はこれを聞いても聞かなくともどうでもいいのだというように、いわゆる形式的なものに過ぎないものとして考えられておるか。それ

ともそうではなくして、その勧告に十分な拘束力を與えるという考えでいられるか。その点先ずお尋ねいたしたいと思うのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) 給與に關しましては、人事委員会が地方議會を並びに地方公共団体の長に同時に勧告はされるようにいたしておりますが、これは只今それに拘束力を持たせる考えはなからぬといふことではありますが、人事委員がいたします勧告は、やはり技術

的な見地から申しまして、そのように給與を改訂することが適當であるという趣旨の勧告でございますし、その勧告に基きまして、当該地方団体の財政の状況から申しまして、それをそのまま実現できるか、できないかというところは、これは予算を編成いたします地方団体の長及びこれを議決いたします地方議会の認定に任じておるわけでございまして、それ以上に亘つてその技術的な意見を絶対に、必ずその通りやらなければならぬものといいたしますことは、これはやはり地方議会の予算の審議権或いは地方団体の長の予算の編成権というふうな建前からいたしまして、適當でないと思うのでございまして、要するに常に完全なる財源がございまして、問題はなにかいわけでございますが、不足せる財源を如何に配分するかというところは、これは予算編成権及び議院にこれを任じておる。こういう建前をとつておるのでござい

ます。

○堀眞琴君 そうしますと、人事委員会の勧告というものは單に形式的なものの過ぎない。幾ら勧告しても予算編成権者が、予算上到底その要求に應ずることができない、勧告を実現することができないということになれば、これは勧告しても勧告しなくても同じことだということになるわけだと思ふ。現に国家公務員について、人事院が給與について勧告を出してゐる。昨年も出してゐる、最近も出してゐる。ところが政府はそれについて何ら聞くところがない、あれと同じ仕方です。そうすると、人事委員会はあつてもなくとも同じことです。人事行政の基準をきめ、人事行政の公正を期するというこ

とを譲つて置きながら、人事委員会の権限は極めて形式的なものに過ぎず、實質的には何ら公務員の身分を保障しないということになりますというところ、こういうものを置かないほうがいいという結論になると思ひます。その点について御答弁をお願いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 私どもは決してこの勧告が單なる形式的なものであるという考えは持つておりません。そういう人事行政に関する専門的な技術的な勧告というものを、十分予算編成権並びに予算の審議権を持つております議會が基礎にいたしまして、これを審議し、決定していただく。又そういう勧告がないよりも、こういう勧告があるほうが遙かにいいことは、これは自明の理であらうと思ひます。

○堀眞琴君 若しそのように勧告があるほうがいいというのであります。然ら、勧告にやはり或る程度の拘束力を持たせることが是非必要だと思ふ。そうでなければ、幾ら勧告があつたほうがいいと言つても始まらない。勧告が出ている、その勧告によつて政府も考へて或る程度の拘束を受ける、そこで初めてその勧告が生きて来ると思ふ。従つて又地方公務員の身分もそれによつて保障される。従つてこの点についてもう一度政府側の御意向をお尋ねしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 法律におきまして、人事院の権限において毎年少くとも一回、給與が適當であるかどうか、又給與についてこれを改定する必要があるかどうかということについて、その勧告を規定をいたしまして、その規定に基いて議會なり、長に勧告がせ

られましたならば、これは當然にその勧告というものが議會なり、長なりにおいて、法律上の一つの権利として行われたものでございしますから、これは十分に尊重せられるであらう。そういうふうな私ども考えております。

○堀眞琴君 勧告の問題、どうも納得できないのであります。單なる形式的な勧告に終るのであつては、それは無意味だと私は思ひますが、更に今度は人事委員会の構成についてお尋ねしたい。御承知のように地方公務員法は、地方行政の公正なる運営ということに關つてゐる。従つて民意がそこに十分反映するというのが先ず第一に必要な條件だと思ふ。ところがその構成は、任命権者が、いや、地方公共団体の長が、議會の同意を得てこれを選任するということになつてゐるのであります。この委員の選任に當つて、百三十万の地方公務員の代表者をその委員のうちに選任する意思はないかどうか。これは矢嶋委員の質問にも若干同じようなことがありました。一昨日の國務大臣の答弁には、地方公共団体の長は公選によるものであり、それから又同意を與えるところの議會はやはり住民の公選によつて……。

【委員長退席、文部委員長堀眞琴君着席】
選ばれたものである。だからして國民の公選による者が選任するのであるからして、間接的には民意を代表する。こういうお話だつたのであります。ところが、併し間接代表というものが、例えばフランスの上院議員のような間接代表、あのようによつて、國民が投票して選んだ地方議會が更に上院を選挙する。こういう形をとりまして、民意は

必らずしも十分に反映しないというところは、政治學界においてもすでに定説になつてゐるわけでありまして、ところがこの間接代表というものは、地方公共団体の長が議會の同意を得て選任するということになるのでありまして、極めてそこに民意の繋がり稀薄になつて来る。こういうことが考えられるのであります。そういう意味から申せば、當然公選を可とするわけでありまして、公選をしないまでも、少くとも最も利害關係を持つところの地方公務員の代表者が、この人事委員の中に参加するということは、より民主的に、民意を反映するということになる。政府委員の御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 人事委員を直接選挙にしたらどうかというふうな趣旨のお尋ねであります。それは民主的に選任をする方法でやることはお説の通りでございしますけれども、特に第九條の第二項に規定をいたしてありますように、委員につきましては積極的な資格要件を規定いたしてございします。「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の處理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する者」、こういう積極的な要件を設けまして、人事委員の選任の公正であること、又適切であることを法律的に保障をいたしたい建前を持つておられますので、このよう積極要件を持ちます者を直接選挙によりまして選出するということは、やはり適當でないというふうな私ども考えておるのでございします。長なり、議員なりのより一般的な地位を選びます場合

は、これは直接公選が一番結構であらうと存じますが、人事委員のような、このよう積極要件を持ちました専門的、技術的な地位というものは、やはり直接選挙よりも、このよう長と議會の意思の合致した方式による選挙の方法が適當であらうと考えておるのでございします。なお地方公務員の代表者を加えたらどうかという御意見でございしますが、この点に關しましては、成るほど一つのお説ではあります。人事委員の建前を、いわゆる利益代表の相互抑制によるところの機關という考え方ではございしません。只今申し上げましたよう積極要件を持つておられます人を以て構成する、こういう建前になつておられますので、そういういわゆる利益代表の観点からいたします委員の構成というものを考へていないのでございします。

○千葉信君 議事進行について……先ほどの堀委員の質問に對して、政府では、このあと四日しか残つておらない臨時國會で、この法案を是非とも通過させるといふ御答弁があつたやうでございします。一応私どもは、言葉としては受取りましたけれども、遺憾ながら政府が果して本心に熱意を持つてこの臨時國會でこの法案を通過しようとしておるかどうかということについて疑いを持つものであります。御承知の通り参議院におきましては四つの委員會の連合委員會を開催してあります。その連合委員會も衆議院から同付されて来るまで、もう日数は今月一日ということになつておるわけでございます。ところが政府のほうからは小野政務次官と次長は見えられておられますけれども、國務大臣も出席されてお

るけれども、國務大臣も出席されてお

らないし、それから又矢嶋委員から先ほど言われましたように、人事官に対しては出席を要求しておる。文部大臣に対しては出席を要求しておる。そういう人々が出席されないところ、こういう重要な法案を果して我々が十分に審議できるかどうかということについては、これは誰でも不満だろうと思ひます。従つて臨時国会に通ず、通さないの如何にかかわらず、この法案に対する、この法案の重要性を十分御認識ならば、こういうふうな態度をとらずに、出席を要求された大臣は勿論のこと、その他の閣僚諸君ももう少し熱心に、参議院としてはこれだけの委員が詰めて、熱心にこの法案を審議しようとしておるのでございませうから、政府のほうでもそういう態度を以て午後から臨まれるように、丁度時間でもございませうから、午前中はこれで打切つて休憩に入りたい、この動議を提出いたします。

○岩間正男君 只今の動議に賛成します。なお私の質問がまだ済んでおられないのでありますが、結局閣内閣外、それから吉田総理の出席を要求しなければならぬ問題になつておる。是非閣内閣外に吉田総理の出席を要求して欲しいと思ひます。この問題が決定されなければ、実は審議の基本的な重大なる問題が含んでおるもので、是非そういう措置をとつて頂きたい。お願いいたします。〔異議なし〕と呼ぶものあり。

○木村守江君 只今議事進行についての御意見がありました、只今の議事進行の話はちよつと違ふのじやないかと思ひます。今副委員の質問をされておるのは、現在出席されておるかたがたで満足した質問に答へておるのではありません。副委員は、大臣が来ないから、或いは閣内閣外が来ないから質問ができないといつておるのではないのであります。現在の出席政府委員で満足する質疑に答へておるのではありません。私はこの議事進行の理由とならないと思ひますが……。

○堀真琴君 私は決して現在出席されておる者に満足をして質問しておるのではありません。一番最初、閣内閣外が出席されないことは遺憾であるといふことを申し上げておりました。私は千葉委員の動議に賛成いたします。

○委員長代理(堀真琴君) 堀さん、只今の御質問は午後後に續いてやりますか。

○堀真琴君 午後続けてやります。

○森崎隆君 今あちらの委員さんの申されたことを、私は敬意を表します。而して、その結果、今後我々の要求する大臣が来ない間は、この委員会が絶対に閉会しません。不満と本人が言つた以上は絶対に開けない。それを一つはつきりして頂きたい。

○委員長代理(堀真琴君) 堀さん、只今の動議を一つ採決して下さい。〔「休憩の動議を出して欲しい」の「休憩の理由をなさないじやないか」「時間になつたからと言つて」「動議々々」と呼ぶものあり〕

○委員長(岡本愛祐君) 只今千葉君から休憩の動議が出ました。お諮りいたします。〔異議なし〕と呼ぶものあり。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。それでは休憩にいたします。午後一時から再開いたします。

午後二時三分開会

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引續き連合委員会を再開いたします。文部大臣が出席されましたから、文部大臣に対する御質疑を願ひます。

○矢嶋三義君 地方公務員法を制定して、公務員なるが故の特別の制限を加へる以上は、公務員の福祉並びに利益の保護については特別の考慮を拂わなければならぬといふことは、これはマ書簡にもあることとすし、もう説明の必要もないと思ひます。その立場から、私はここに政府は地方公務員法を制定し、これを教職員にも適用するといふことで提案されておるもので、その角度並びに法案そのものについて文部大臣に若干伺ひましたと思ひます。第一点として、この地方公務員法の四十四條に「退職年金又は退職一時金の制度は、すみやかに実施されなければならない」、このうらふに謳われております。教育公務員特別法の三十二條には、あの特別法が施行された二十四年の一月十二日以後に就職した教職員には、恩給法は適用しない、こういうふうな謳ひがなされておるわけでありませう、この地方公務員法における退職年金並びに退職一時金というものは、これはいわゆる恩給といふものを認めておると思ひます。従ひまして今後どういふふうなされるつもりであるか、その点について先ず承わりたいのであります。

○説明員(相良惟一君) 私からお答えいたします。只今矢嶋先生のお話のうちに、教育公務員特別法が二十四年の一月十五日に施行されて、公立学校の教員は地方公務員たる身分を取得するに至りましたので、その関係上その以降、即ち昭和二十四年一月十五日以降新規に採用された公立学校の教員に対しては、恩給法の適用、若くは適用はないわけでございます。これにつきましては、文部省といひましたし、何らかの国の公務員、即ち国家公務員に対する恩給法といふようなものを考へたいと目下検討中でございます。

○矢嶋三義君 そういふ公務員の福祉とか或いは利益方面の点をあつて、と延ばしながら、取締法規の性格を帯びた部分だけ次々に法律を制定して行くといふところに、私は相当の問題があると思ひます。この点については早急にはつきりしたものを国会に提案することを要するものです。同じ角度からもう一つ。これは大臣に伺ひますが、教職員は或いは免許法とか、或いは今度出る地方公務員法、或いは教育公務員特別法とか、或いは教師なるが故の制約とか、いろいろ制限を受けております。特に終戦後、教職員の除去及び就職禁止、例の政令六十二号によるところの教員の教職からの除去と追放については、一般公職の追放よりはるほど過酷な追放を受けたわけでありませう。これにつきまして、先般は公職追放解除といふものが相当大がかりに行われたことは御承知の通りであります。いわゆる世間で大物といふ大物と言ふか、これは別として、いわゆる大物が相当数解除されておる。ところが教職員はそれよりよほど過酷な政令六十二号による過酷審査を受けて、多数の者が追放され、而もその追放された教職員という者は、單に地方について、上からの命令に従つて教壇上でレコードのように單なる務めを果して来たに過ぎないといふふうなかわい教職員、それから地方の町村におつたが故に分會長、連合分會長をちよつとやつたとか、或いは終戦時になつて非常にながらなくつて補助憲兵になつたといふような、本当にあの侵略戦争の末端の指先で働いたあの教職員が教職から追放されて、而も恩給も年金も全部権利を取上げられて、その日の生活に困つておる。その教職員についての追放解除といふものは何ら考慮されずに、ただ公職追放解除だけ大がかりにやられた。国家公務員であるところの大学教授のごときは、公職追放解除にはなつたが、教職員の過酷審査のこの解除がないために教壇にバックできない。こういうふうなことは、私は教職員に適用されるこの地方公務員法が、取締法規として出るに當つても非常に矛盾を感じるのであります。教職員追放の解除については、これは岡崎官房長官が主管でございませうが、教職員の政令六十二号によるところの追放の取扱については、これは文部大臣の所管でありませう。従ひまして、これにつきまして文部大臣としてどういふふうにお考えになつておられるか。又近い将来に教職員の追放解除といふものを緩和して行われる意思があられるかどうか。その点について明確にこの席で御答へ願ひたいと思ひます。

○岡崎官房長官(天野貞祐君) 只今の御意

○委員長(岡本愛祐君) 只今千葉君から休憩の動議が出ました。お諮りいたします。〔異議なし〕と呼ぶものあり。

○委員長(岡本愛祐君) 只今千葉君から休憩の動議が出ました。お諮りいたします。〔異議なし〕と呼ぶものあり。

○委員長(岡本愛祐君) 只今千葉君から休憩の動議が出ました。お諮りいたします。〔異議なし〕と呼ぶものあり。

見は私も全然同感でございます。私は大臣になったときから、どうかしてもつと教職追放というのを緩和する工夫はないものかと非常に思つておりました。私の知つておりますところでも、非常に有能な、実に惜しい、学界としても実に惜しい人たちが追放というふうなことになるおつて、私はその理由にさへもまだ検討を要するものがあるというふうにも思つておるくらいでございます。ですからして、どうかこれを一つ緩和することを考えたいと前から思つておりますが、これはただ文部省だけの意見ではいかないとともにありますので、どうか努力して緩和のほうに進みたいと強く思つております。

○矢嶋三義君 それに関連して文部委員として、将来の日本の文化国家建設という立場から、香りの高い教育文化というものを打立てる立場から、私は切に要望せざるを得ないのであります。が、免許法或いは地方公務員法と次ぎに取締法規が出る。そうしてその裏付けとするところの福祉とか或いは利益の擁護というものは余りない。こういうところから現在教職員に、文化国家の再建ということを語つておりながら、自分は教職に身を投じたという青少年というものは殆んどなくて、まあしょうがないから教員になるかという実情であります。従いまして各大学でも、教育学部とか或いは学芸大学に進むところの学生の智能検査の成績というものは、他の学部と比べては一段と低位にあるというところは、これは統計のはつきり示すところでありまして、こういう地方公務員法を制定して、一つの公務員としての制限を加へ

る以上は、そうして現在の吉田内閣が、文教政策の重視を謳われ、我々が敗戦後文化国家の再建というものを標榜している以上は、飽くまでその線に沿つたところの、片手落ちのない、バランスのとれたところの法律を制定し、

そういう政治を具現しなければならぬと考えるわけでありまして、今大臣から私承わつた点ではまだ不満なのであります。はつきりともう少し決意のほどを承りたいのであります。内閣におきまして、今後この方向に格段の努力を、先ず地方公務員法を制定する以上はして頂かなければならぬということをお願いするものであります。次に先ず自治庁のほうにお伺いして、これは大臣への質問と展開するわけでありまして、それは第五十七條の……。

○委員長(岡本愛祐君) 矢嶋さんに申し上げますが、自治庁のほうはもう直ぐ参りますが、今参つておりませんか……。

○矢嶋三義君 それではこれは相良総務課長でわかると思いますが、五十七條の特例のところでありまして、職員のうちその職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。こうありまして、先般の提案の理由のときには、先ず公立学校の教職員が考へられるかと思われ、こういう言で提案されております。然らばこの教職員への特例というものは、恐らく教育公務員特例法の改正というものを言われておるのじやないかと思つておりますが、果してそうか。で、いつ出されるか。それからその内容の大略について承りたいのであります。そ

の答弁次第によつて次の質問をいたします。

○説明員(相良一君) 只今矢嶋委員がおつしやいましたように、この地方公務員法案の第五十七條は、大体差当りは教職員に対する特例を考へております。特例と申しますのは、教育公務員特例法、現在では国家公務員法の教職員に対する特例でございますが、これを地方公務員法の特例たらしめようと考えておりまして、地方公務員法に所要の改正を施したいと考えております。実はこの改正法案をこの臨時国会に成るべく間に合はしたいと考えておりましたが、種々な関係上多少間に合ひかねるのではないかと思つておりましたが、通常国会には必ず間に合ひようと思つておりました。大体どういふ点を改正しようかと考へておりますかと概略申し上げますと、教育公務員特例法は、教職の特殊性及び教員の責任に基く特例のみを規定しております。即ち公立学校の先生等に関する限りは、特に特例であるということも語つてありませんので、それを今同明らかにしたい。そして、そのほか一、二の例を申し上げますと、公立学校の先生と地方の議会の議員の職を現に兼ねている限りにおいては、任期中認めることであるとか、或いは教員の不利益処分審査の機関に関する規定であるとか、或いは教育長に關する、教育長の特殊な身分に關する特別措置であるとか、さような数点に關する改正を施したいと考えております。

○矢嶋三義君 そうなりますと、又時期の問題が起つて来ると思つております。と申しますのは、地方公務員法の第二條では「この法律の規定に、い

の第二條では「この法律の規定に、い

触する場合に、この法律の規定が優先する」ということが書いてあるわけですから。そうなりますと、例えばこの地方公務員法では、第三十條で地方公務員は全力を挙げてその仕事に専念しなければならぬというのを書いてあります。ところが教育公務員特例法の第十四條には、結核性の患者の療養期間は二年休養ができるというふうなものがあつて、それから特例法の施行令の第十六條には、只今議長から話された地方公共団体の議員との兼職が許されているわけでありまして、時期的に早く特例法の改正をしなければ、第三十條の発動によつて、結核療養患者とか或いは兼職議員というものがその恩恵に、そういう利益の保護にあずかることができなくなると思つておりますが、それに対する見解……。

○説明員(相良一君) 只今の御懸念は御尤もでございますので、教育公務員特例法の改正に當りましては、さうな教員にとつて特に不利益な事態が生じないよう、地方公務員法が通過いたしましたとして実施される場合、公布の日と教育公務員特例法の改正の日とを合はせるとか、さうな措置を講じまして、教員に不利益なことが起らないように措置をしたいと考えております。

○矢嶋三義君 それからもう一点は、先ほど不利益処分審査機関との関係云々というのを申されたわけでありまして、これがこれに關して昨日も私の人事委員会の設置単位と教育委員会の設置単位というものに問題があるという立

場から、特例法の十五條による任命権者が公務員に不利益処分をした場合の

国家公務員法第八十九條から第九十二條までの規定を準用するという例を挙げて、それを昨日自治庁にお尋ねしたわけでありまして、更にここでもう一度私お伺いしたいのであります。特例法の十三條には、採用志願者名簿は国立学校は人事院が作り、それから公立学校は都道府県の教育委員会が作る、こうなつております。そうならばここに浦和市が人事委員会を作つて、そして教育委員会を作つていない場合に、埼玉県の教育委員会が浦和市が人事委員会を作つてあつて、浦和市が人事委員会が採用候補者名簿を作る、そして都道府県の教育委員会も採用候補者名簿を作る、任命権者であるところの埼玉県教育委員会でも採用候補者名簿或いは昇任候補者名簿というものを作ることになつて、二重にできて問題が起ると思つております。そういう立場から、私は昨日申上げた例と併せてこの教育委員会の設置単位と、人事委員会の設置単位というものを考慮して行かないといふと、運営に非常に複雑な面が出て来て、延いては私は却つて能率の低下を来たすのじやないかということを考へるのです。

更に大臣が来ているからお伺いするのであります。教育委員会法の第七十條によりますと、二十七年の十一月一日までは市町村でも教育委員会を設置しなければならぬ、こうなつておる。現在町村に教育委員会の設けられていないところもあつて、先般の教育委員選挙におきまして、或いは

過去の実績においても、それがどういうものであるか、よその国から日本に持つて来て植え付けたその花がきれいに咲きつづあるかどうかということ、は、実績がはつきり示しておると思うのです。従いましてこの際人事委員会、或いは公平委員会、これを地方公務員法で設置しようとするのでありますが、これも教育委員会法の教育委員会を設置する単位と併せ考えて私は考慮する必要があるのではないかと。端的に言えば、先ず教育委員会法の第七十條あたりは、これは我が国の実情に即して改正すべきじゃないか。何故私ということを申し上げますかと申しますと、我我は反省しなければならん点がある。それは新制中学の発足当時に、六、三は義務教育だ。だから各町村にも新制中学を作るといつて喜ばした。それで各町村は非常に無理をして校舎を建築した。そういう指導を政府がやった。ところが、その段階になつてから見たところが、小さな村に中学を作つても教科課程が編めない。だから何カ町村が一緒になつて組合立の中学校を作る、ところが無理をして中途半端な校舎を作つたからそれを引張つて行くわけにも行かない、どうにもならない。そういうように、政府の指導が誤つたために、地方財政的に、或いは教育行政的に混乱さしたということが過去の事実であります。そういうことを併せ考えるときに、私は教育委員会法の第七十條の教育委員会設置単位の改正とか、或いはこの人事委員会の設置には相当再考慮すべき点があるのじゃないかということをお尋ねするわけであります。

のお話に、教育委員会の設置單位と人事委員会の設置單位との間に多少齟齬することがないかというお話でありましたが、教育委員会は御承知の通りに、教育委員会法によりますと、都道府県及び五大市、市町村ということになります。人事委員会も大体さようにございます。人事委員会につきましては、御承知の通り地方公務員法案によりますと、都道府県及び五大市は、設置義務を負われ、その他の市並びに町村は、単独で人事委員会、或いは公平委員会を持つこともできるし、又共同して持つこともできるということになっております。教育委員会につきましても、現行法では町村が事務組合というものを作りまして、そこで一個の教育委員会を置くということが認められております。さような関係から設置單位におきまして齟齬するところはないように考えております。

○矢嶋三義君 余り専門的で小さく存じますから追究しません。併しよく調べるとそれは何ですや、不利益処分の国家公務員法の八十九條、九十二條の適用の場合にしても、採用候補者名簿の設定に伴う人事の扱い方にしても、人事委員会と教育委員会とで、上の教育委員会が作った大きな單位のものを小さく下にできた人事委員会が引つくり返す、さつき言つたような候補者名簿が府県の教育委員会にもあり、下の市にもある、ダブつて両方にあるというような場合に違ひができる。それから今課長は公平委員会なり、人事委員会は是非作らなければならぬというのは都道府県と五大都市で、あとは自由だと言ふけれども、作つて行くわけで。教育委員会法の場合にも、何も二

十五年とか、二十三年に憊てて作らなくともいいものを、特に富山県のごときは、小さなところにごちゃ／＼作つて困つておる。浦和のごときは、返上の決議をしたのを認めんといつてごたごたやておる。こういう実例がある。こういうことを検討して貰うことにしましょう。私は何故そういうことを言ふかという、公務員の制限をする、それに対しては福祉とか、或いは利益の保護についての格段の考慮を拂わなければならぬ。他の関連法規と十分その関連を練り上げた上で、私はこの法律といふものを出さなくちゃならんじやないかと思うのですが、そういう角度から眺めたときに、私は今まで申上げたような若干の例から結論すると、どうも私は提案に不十分なところがあると思う。もう少し私は突つ込んで言いますならば、私はこう思うのですが、その一点とは、公務員の政治活動の禁止、これを来年の四月の地方選挙のときに備えて、これだけを何とかかんとか達成しよう、最近の一つの現象に現われたところの若干の行過ぎというものを、それを抑へつけるためにというような、非常に卑俗的な立場から、この立法というものが必要以上に急がれておるじやないか、そういう点を私は立法府におの一員としてこの法案を研究して遺憾に感ずるのであります。そういう立場から提案する以上は、又若し実施された場合において、早急に他の関連法規並びに福祉利益については政府は努力する責任があるという立場から、私はここに質問させて頂いた次第であります。私の文部大臣に対する質問は以上で打切ります。

○荒木正三郎君 私は大まかな問題について大臣にお尋ねをして、個々の問題について政府委員のかたに質問をいたしたい、かように考えております。今日文部大臣にお尋ねをしたいと思う問題については、先ず教育政策について関連した問題でございます。今度提出されておる地方公務員法及び前の義務教育国庫半額負担法の廃止等の一連の政策は、日本の教育水準をかねて文部大臣が向上のためにもつと努力したいと言つておられる考えとは逆行する虞れがあるのではないかとことを私は心配しておるわけでございます。と申しますのは、この地方公務員法によつても、又その他教育委員会法によつても今後義務教育を担当しておる教職員は市町村の公務員になるわけでございします。その結果が教職員に如何うな影響を与えるかということについては、日本の歴史が明瞭に私は示しておると思うのでございます。二十年以前において日本の義務教育に従事したてにおいてました教職員の身分というのは非常に不安定でございました。又待遇上の点につきましても、誠に歎かわしい状態にもあつたわけでございます。それが又義務教育費半額国庫負担法によつて、市町村の公務員というよりは、府県單位にまでせり上げられたことによりまして著しく教職員の身分は向上したのでございまして、延いてはこれが教育の進展のためにも少からず私は寄與して来たと思うのでございます。ところが今同自由党の政府によつてとられて一連の政策というのは、再び二十年前の昔に逆戻りをして、今後幾多の教職員の一身上の問題のみならず、延いては日本教育の、義

務教育全般について水準が著しく低下する虞れがあるというふうに感じてゐるのでございます。こういう点につきまして、文部大臣はどういうふうな所見を持つておられるかという点について先ず伺ひたい、かように思ふわけでございます。

○国務大臣(天野貞祐君) 只今教育費の半額国庫負担ということが廃止されたということは、私も非常に残念なことだと思つております。だからしてどうという方法かで、この教育費というものを單に平衡交付金のうちへ入れてしまふというのでなく、それを制限する、従つて教育者の身分を安定させる、ということとは私もどこまでも努めたいと考えておるものでございます。

○荒木正三郎君 大臣の今のお話ですと、私が尋ねております教職員の身分の安定を限り、教育の水準を向上させるためには、今のとつておる政策というものを相當に考え直さなければならぬ、ないというふうな見解であるというふうにとつて差支えないわけでございますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は教育費の国庫負担という点に關してはそういうことが言えると思ひます。併し政府の全体がすべて教員の生活を不安定にするとか、そういうふうの操で言つておるとは自分は考えておりません。

○荒木正三郎君 教育費の半額国庫負担の問題だけでなしに、現に提出されておるこの地方公務員法によつても、教員の身分というものは、この法律によつても市町村の公務員というふうにはつきり格付けされるわけでございます。従つてやはり先ほど申し上げましたように、この地方公務員法において

もその点は同様と考えられなければならない問題である。私は考えておるのではありません。そういう点についてお伺いしたい。

○国務大臣(天野貞祐君) 標準義務教育費の確保の法律案とか、或いは又先だつての米國使節團の勧告にある制度とか、そういうようなものを考えれば、必ずしも教員の生活が不安定になるといふふうなものではないと私は思われます。

○荒木正三郎君 それではその問題につきましては、私と大分大臣のお考えに相違があるように思いますが、次の問題に移りたいと思つてござい

地方公務員法において最も重大な点は、政治活動を制限しておるところである。これは地方公務員全体に対する問題でもございしますが、私も公務員である以上、その政治活動については公の職に準じておるという立場から来るところの制限というものは止むを得ないところもあると考へております。併しこの制限をするに當つても、やはり憲法に認められた基本的人権として、できるだけこの制限を緩和するように考へるのが至当ではないか、かように思ふのでございします。ところがこの法案を見ますと、できるだけ制限を多くしよう、そして殆んどできないところまで持つて行かうといふふうな考へ方に立つておるようによいのでございします。特に私は文部大臣にお伺いしたいのは、この法律によつて実施される中には、地方公務員である五十万の教職員が含まれておるわけではございして、この法律によつて、全国の教職員は政治の問題から除外されるといつて

も過言でないまでに、何らの行動が許されないとしような結果になることを、私は日本の発展のために非常に心配をいたしておるものでございします。

教職員に殆んど政治活動を與えないといふことによつて、正しい教育がでるかどうかといふ点について、大臣はどういふふうにお考えになつておられるかお伺いしたいと思います。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はこ

う点で先ほどの矢嶋さんのお話とも幾らか関連いたしますが、教員といううなものとか、そういう特別な位置にある者は、特別な制限を受けるということ

は、私は止むを得ないのではないかと。本来ならば、それは決して望ましいことではないのですが、何もそんな制限なんかないで、それで少しでも弊害も起らず何も起らないならばよいのですが、そういう弊害が現実にある

とすると私はそういう制限も止むを得ないのではないかと。例えば法律の根柢をなすべき道徳について考へて見ると、教職にあるといううな人は、市井の人よりもつと非常に大きな束縛を持つておると思つてあります。或いは宗教などに拘束されるおそれがある

要であるかも知れませんが、そういう道徳、法律というものの根柢には道徳というものがいつもあると思つてございします。そういう制限を受けるということ

は、その職が特別なものであると考へるほどひどいといふことも普通に道徳の面では考へられるのであります。でありますから、法律の上においても、本来そういう制限などはないのがよいのであつて、己の欲するところによつても、則を越えずといふうな人なら何も道徳の制限も要らないと同じように、何

もここに弊害が起きてなければ、何も制限なんかないのが理想的であるといふことは勿論であります。そういう弊害が現実において非常にあるとすると、そういうのと一般公務員と同じ制限を受けるということも止むを得ないのではなからうか。現に國家公務員がそういう制限を受けておるのに、地方公務員というものは何も制限がない

といふわけにはいかないのであります。これは決して理想的なことではないのであります。それが日本の現実に

おいて止むを得ない措置ではないかといふ考へを持つております。

それから又こゝういふ点で荒木さんが、荒木さんと私が少し違ふ点がありやしないかといふ点で、率直に言わせて貰うと、私は現在こゝういふ職にお

ますけれども、やめれば又すぐ教鞭をとつて、教壇に立つといふ人間で

す。私は教育というものに非常に重きを置いております。荒木さんには政治というものが教育に優先するやうな考へがあるのだらうと思つて、併しこれは、それはそれで少しも差支えない考

えで、いろいろ歴史を見ても、どういふところを見ても政治というものは、いつも他のものに優先するといふ形を持つておるのではありませんか、あなた

がそれを優先的に考へておるに於て無理はないけれども、私などは教育といふものをこゝろに優先するといふ考へを持ち、そして現に自分はやめれば又教壇に立つて教鞭を握らうといふ人間です。その通りと考へる者であり、幾らか人生観の、考へるところに重き

の置き方の違ふところがあるかも知れませんが、それは勿論理想的ではないかも知れませんが、よんどころないとい

ころではないかといふ意見を持つております。

○荒木正三郎君 私は一般公務員並びに教職員について何らの制限をしてはならない。こゝういふ意見を言つておる

のではないわけでありまして、その公に率ずる職務に従事しておる關係上、多少の制限というものは起つて来ることは止むを得ないと思つてあります。

併しこの法案では、例へば選挙運動を一つの例にとつて見ても投票することだけができて、そのほかのことは一切できない。こゝういふふうになつて

おるわけでありまして、そのほか署名運動を企画したり、或いは主宰したりするやうなこともできないといふふう

に、恐らくこれ以上制限し得ないといふ限界まで制限しておるというところ

に私は問題があるのではないかと。こゝろに私を言つておるわけではござい

ます。私どもの考へといひましては、そういう公職に在る者は公職の地位とか

そういうものを利用して政治活動をする

ことに於ては私どもも多少の制限は止むを得ない。併しそういうこと

と關係のないやうなところまで制限する

といふ考へ方に対してはどうしても了解し得ない、こゝういふ点を先ず申し上げ

たいと思つております。文部大臣のお話では、もう一つの問題が実は起つて来る

と思つております。それは公立学校の教職員と私立学校の教職員との關係の問題

でございします。公立学校の教職員といへども、或いは私立学校の教職員といへども、私はその教育の内容から申しまして、公に率ずるといふ意味にお

いては、何ら変りはないと思つて、こゝろが

又こゝういふ制限を受けておるか、

又こゝういふことに対してどういふ

な考へを持つてこの法案の立案に當

るのか、

○荒木正三郎君 今度公務員法制定を

やらせられるに當りまして、今問題に

いたしております政治活動の問題につ

られたかという点についてなお
お伺いしたいと思います。私の手許
に参つておられます政府のほうから頂
いておられるような書類を見まして
も、先ほど私が申し上げたように、公
地位を利用した政治活動に対しては、
禁止してあるの、この條文を見るの
でございしますが、今日我々の手許に提
出されておられるような極端な制限をして
おるところは全然ないわけですが、勿論
我が国はどんな問題についても外国の
通りにしなければならぬというよう
な考えではありませんが、この
問題についても外国におけるい
ろんな実情というものもやはり参考
にして考えられておられるのですが、
そういう非常な違いがある。特に日本
の公務員或いは教職員に対する考え方
が極端に走つておられるのではないかと
いうふうに感ずるのでございしますが、そ
ういふ点について大臣の御見解を承わ
りたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は只今も
申しましたように、教員という抽象概
念を考えれば、アメリカでも、イギリス
でも、日本でもみんな同じだから同じ
扱いを受けるのがよいというの、抽
象論として成立つと思ひます。けれど
も荒木さんですに認められておりま
すように、現実の教員という内容に
なつて来ますという、非常に違いが
あり、又社会状態というものが非常に
違つておる。だからして遺憾ながら日
本においてはこういうことが起つて来
たのではないか。これは荒木さんと共
に私は非常に遺憾とするところであり
まして、一年も早く日本の社会が安定
し、教育者のカルチュアが向上してア
メリカの教育者のようになる、一般社

会のカルチュアが向上して、こういう
制限が一日も早く緩和されることを私
は希望してやまないものです。併し立
法の精神については自治府のかたから
伺つて頂きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 立案に當つ
て外国の制度をどの程度参照したかと
いうようなお尋ねでございしますが、外
国の制度の参照はいたしましたが、今
の立案の基本の態度は現在国の法律と
して国家公務員法において採用されて
おりますような、そういう体系並び
にその基礎になつておられますマッ
カーサー書簡に示されておられますよ
うな、公務員についても、全体の奉仕
者としての性格を明確にするというよ
うなこと、又公務員に対する影響も考
えるというふうなことから、そういう
点を考慮いたしまして立案いたしました
のでございします。外国と申しまして
例えは米國等におきましての例はお手
許に只今差上げてございしますが、例
えばハッチ法等におきましては、連邦
政府が援助いたしておられますよう
な、或いは地方の団体に勤務いたして
おられます職員に対しては、ハッチ法
を以て一律に積極的の政治活動を禁止
いたしておられます。これはアメリカの
ような国柄におきまして、即ち州が
独立の主権を持つておられますような
形の団柄におきまして、連邦政府が
地方公務員に対してそのような一つの
統制を加えておられることは、やは
り一つのそういう強い制限を加えてお
る事例であるかと存するのでありま
す。

○荒木正三郎君 この問題について
は、現実の把握の問題にも大分関連を
いたしまして、文部大臣と私の現実の
把握の仕方について相当相違があると
思ふのでございしますが、私の考えでは
この一九四八年七月マッカーサー元帥
の書簡が出た当時の事情と、その後二
年を経過した今日の事情とはよほど変
化を來たしておられるというふうには感
じておられるのです。だん／＼と民主的
健全に発展して來ておると、かように
思ふのでございします。従つてこのよう
な制限を今日付するということは、現実
の問題から考えましても、余りに極端
に走つておられるというふうな考えを持
つておられます。併しこれ以上この問題に
ついて質問することをやめまします。

○和岡博雄君 この地方公務員の政治
活動の問題ですが、学校では政治教育
というものをやるのでございまして、
○國務大臣(天野貞祐君) 一般的な政
治教育というものをやるわけではござ
いしません。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は只今も
申しましたように、教員という抽象概
念を考えれば、アメリカでも、イギリス
でも、日本でもみんな同じだから同じ
扱いを受けるのがよいというの、抽
象論として成立つと思ひます。けれど
も荒木さんですに認められておりま
すように、現実の教員という内容に
なつて来ますという、非常に違いが
あり、又社会状態というものが非常に
違つておる。だからして遺憾ながら日
本においてはこういうことが起つて来
たのではないか。これは荒木さんと共
に私は非常に遺憾とするところであり
まして、一年も早く日本の社会が安定
し、教育者のカルチュアが向上してア
メリカの教育者のようになる、一般社

○荒木正三郎君 結構です。
○説明員(相良惟一君) 申すまでもな
く教育公務員特例法は、従来国家公務
員法の……

○荒木正三郎君 ちよつと、私の尋ね
てゐることが明瞭でなかつたかと思ひ
ますが、私は地方公務員法にも、その
職務内容がいろいろあると考へてい
る。例へば行政事務に携わつてゐる人
もあるし、或いは教育の仕事に携わつ
てゐる人もあるし、そのほか公営企業
的な面に携わつてゐる人もあるし、或
いはそのほか清掃とか、そういう單純
業務に携わつてゐる人もあります。そ
の中において教育公務員特例法という
ものを制定するという趣旨は、これを
一律に決定するということは困難であ
るので、こういう特例法によつて政治
活動の問題或いはその他の問題も考慮
して行こうという考え方に立つてゐる
のかどうか、こういう点について尋ね
たいというふうな考へるわけですから
大臣にお答へ願ひたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 私も只今荒
木さんのおつしやるように、教員とい
うものが一般地方公務員とは違つたも
のを持つてゐる、併し勿論地方公務員
という性格においては同じことなんで
すけれども、その内包にいろいろ違つ
た一つの徴表といひましようか、何と
いひましようか、そういうものを内包
に加えて來ておられるのです。それだけ
分になつて來ておられるのです。それ
に対して教員の特殊の位置に対する特殊
の規定を設けようというのが教育公務員
特例法の趣旨だと考へておられます。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○國務大臣(天野貞祐君) 今の和岡さ
んの御説だと、普通にいう現在日本で
政治活動と言われておるものをしな
いという、政治上の意見とか、政治上
の考えは持たないという御前提のよう
ですが、殊にそういうところに私は禁止
されるようなことをしななければ、政治
上の意見を持てないとは自分では思ひ
ません。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和岡博雄君 政治教育をやるとき
に、教育をやらるほうの人が、政治的
意識も持たずに、そういう政治の問題
について殆んど無關心な、そういう何
ら自分としての意見もない人が政治教
育をやらるということは、日本の将来の
政治及び国民の生活にとつてどうい
うことになるでしようか。

○和田博雄君 私はその政治活動をしなれば政治の識見が持てないということを書いてあるのではありません。併し人間の活動を考えるときに、併しそれがやはり外部の行為として何らかの形において出るを得ないものでございませぬ。殊に教育というものは、教育というものは一つの大きな行為だかと思ふのです。これはただ本を讀んでいふことが教育なのではない。やはり自分の、天野先生なんかは道徳を非常に重んじているのですが、教育の全人格というものが生徒に対してこれは行動として出て行くから生徒がその反映を受けるわけです。同時に従つて僕らの考えによれば、教育は先生だけが教えるのではなくて、先生も生徒に教わっているわけですから、例えれば一つの軍隊で一人の指揮官が指揮をする。どんなに指揮官が立派でも、軍隊のほうに個々の軍人がつまらんものであつては一つの力にならない。個々の軍人が立派な者であり、指揮官が立派なものであつて初めて非常に強い力になる。教育もやはりそうだと思う。そこで今度のこの法案を見ますと、少し私は政府は今の時代の認識と、それから我々が五年間民主主義を育成し、助長して行くために開つて来たその成果というものが、そういう本質的なものをむしろ見失つて、その中で一部あつたものの、具体的に言へば其の他の他によつて非常に破壊的な暴力的な行為が行われて来た。そういうふうな面について余りに神経質になり過ぎてゐるのではないかという気がする。今度の地方公務員の法案を見て、この法案に暴力によつて破壊する

者は公務員になれないという規定が入つてゐる。併し我々が目的とするところはやはり日本の国民が民主的に政治の面においては教育の面においても民主主義が確立するように成長させて行かなければならぬ。そうなつて来る、地方の公務員、国家の公務員というものが、全体の奉仕者という一つの抽象的な名目の下に、これは制限は或る程度受けるのは止むを得ないとおつしやいます。似にその前提として、基本線は私はどこまでもその制限をできるだけ少くして行く。そうして日本の民主主義が本當に自主的に倍つて行かれるような態度で法案を作つて行くのでなければ、これは本来を顛倒して、角を矯めて牛を殺すような結果になると思ふ。その關係から殊に日本においては教員の、むしろ今まで教員がここで禁止されているような政治活動すらも、本當は自主的にはやらなかつたし、又やれなかつた、こういうような状態が非常に日本が不幸に陥つて来た一つの大きな原因じゃないかと思ふ。私はだからそういう意味においてむしろ教員の政治活動というものは、もつと大きな立場から見ると、本當に金も使はず、本當に政治に筋を通らして行く上において、やはり制限するということとは、この建前に立つて見ても非常に緩和して行くというか、できるだけ最小限度でとめるという考え方で法案を作るのでなければ、これは立派な行為は私はできないと思ふ。殊に教職員の場合については非常に大きな影響が將來の何にあると思ふのです。私はこれは天野さんでは大臣をお辭めになられ、すぐ教育者になられるというのですか、最高の学府において教育を垂

れられる人も、末端において小学校、或いはその上の中学校くらいで教育の指導に従う人も、日本の民主主義を推進させて行くという点から見れば、これは段階が違ふけれども、同じ意味を持つてゐると思ふ。その意味でどうも今天野さんの御話を聞いて、止むを得ないという一言で片付けられてゐる点が、非常に私はそこに問題があるのではないかとむしろ思ふのであります。今度の場合はむしろ文教の府にある人は進んで、どちらかといへば、この制限はひど過ぎる、この制限をもつと緩和すべきじゃないかという発言を僕はむしろ大いに期待してゐたと思ふのですが、そういう点について大臣の言われる点は私は納得できないのです。象徴的には教員といへば同じであるが、具体的に教員といへば同じであるが、式論でなしに、もう少し突つ込んで日本の本當の教育というものを完成する、形成して行くという点から見ると、地方公務員における政治活動の禁止というものが、丁度思想を取締つたと同じように悪い結果をむしろ僕は持つてゐる、じゃないかというくらいに考えるのですが、そういう点についてもう少し率直に意見を私は聞きたいと思ひます。(見解の相違点と呼ぶ者あり)

○國務大臣(天野貞祐君) 和田さんのおつしやられることは、私は如何にも一理あることだと思つております。ただ今の時代においてはこういうことも止むを得ないではないか。同じことを繰返すようですが、私は大学の教授と義務教育の教育者と何ぞ區別して言うわけじゃないが、私は四十年教職に従事して来た。又今後それに従事して行こうと思ふのですが、その間自分は別に政界の運動もせず、何もしないのです。ただ投票は勿論いたしますが、併し政治に常に関心を持つておりません。そういう行方も決して悪いのではないのではありませんか。若し日本の教育者諸君が皆政界に関心を持つて貰うほうがいいのであるか。私らのように和田さんに非難されるようですけれども、専ら教育本位で、教育ということに使命を感じ、そして一個の市民としての政治に勿論関心は持ちます。直接の行動は何もそれに対してはしないといふふうなこともいいのではないかと。併し私はそれが理想だということではないのであつて、現段階において止むを得ないのではないかと。併し和田さんのおつしやることがはすべて私もおかしくございしますが、私は今はそういう考へ方に立つております。

○和田博雄君 これは意見の相違といへばそうですが、私はそこをどうももう一遍大臣に反省して貰いたいと思ひます。日本の今の社会を見ても、私は政治家でない一つのインテリの発言権は少し重過ぎるという感じがするのです。とかいへば、これは國民の本當の政治の意識がまだ私は低いからだと思ふのです。本来ならば政治に本當の責任を持つた人の行動が、政治に責任を持たない行動よりもむしろ重いものではなかないか、私はこう思ふ。何と言つても、教育者といへば一市民であると思ふ、市民である以上は、やはり政治の中で生活してゐる。やはり政治というものが生活とこれは不可分なものであるし、又生活の主な内容は政治だと思ふのであります。そのときに教育者が天野さんのおつしやる通りに、政治の意識を持つて、ただ一つの傍觀者の立場に立つて行くということも可能であると思ふ。併しそうでなくしてやはり一つの政治の行動にそれを現わして行くことも、これは又その自由は當然に與えられてゐる。現に憲法においてたときにやはり一つの市民の完成という点から考へて見ても、私はやはり政治活動というものがただ単に教職員であるからという理由で大きく制限されているといふことは、おかしい議論に理論的にはなつて行くと思ふ。殊に教育者といへば責任を感じたと思ふ。教育の直接の責任というものは一年や二年じゃ出ない。將來において出ると思ふ。それだけに教育者というものが一市民として、一國民として完全な行動をできるだけなされるような立場に置かなければならない、それが責任の持統だと思ふ。そういうことがなくて、いい公務員を作り、いい教育をやるといふこと自体が間違いだと思ふ。併し公の生活をしてゐるからには、或る程度の制限は止むを得ない、あるべきだと思ふ。併しその場合に、こういう法案を作る人の注意しなければならぬのは、やはり繰返しますように最小限度にそれはとめるべきだ。これは釈迦に説法で、言うまでもありませんが、それはあなたの言われまふように、何もかも制限がないのはいけません。おつしやるのも少し行過ぎだと思ふのです。やはり最小限度にとめるとか、そのとめるといふその精神だけはやはり失われてはいかんと。ところが今度の場合はどう見てもこの短い

会期の国会の中に、而も非常にそういう本質的に大きな制限を持つた法律をふつと出して来て、それで日本では地方公務員を作り、それから何をしよう、こういうことはどう考えても常識的に考えても納得がいかない。殊に政府の答弁を聞いて見ても、矢嶋君或いは各委員も指摘されたが、国家公務員法があるから、それに従つてこれを作るのだ、とこういうことを言われるのですが、この点は天野さんはどうも言われなかつたが、この際立つたついでに言うが、反省して貰わなければならぬのは、現に出来上つた法律があるから、それに一律に倣えといふのは困るのであつて、やはりできた制度でも悪いものは直して行くのでなければ社会の進歩はない。そういう意味で天野さんが今言われたような点については、又あとから細かい経済的な面をいろいろお聞きしたいと思ひますけれども、今日はただこの点だけを一通りいようですが、文部大臣にも一通り後一つ考え直して貰いたいと思ひます。

○相馬助治君 成るべく発言を少くしようといふことで来ておるのでありますが、只今何回か天野文部大臣が立てたての答弁に、事情が止むを得ない、こういうことをおつしやつておる。その止むを得ない事情とは何であるかといふことを解明しない限りにおいて、本問題は解決しないわけであります。

もう一つ私どもがこれについて問題としておりますのは、そこに大臣も坐つておられて、地方公務員法の立法に当つて十分な意見を述べられたように、いろ／＼答弁をなされたのであ

りますけれども、衆議院はそうでない、我々は知つておる。事実は何よりも雄弁であつて、自治庁の答弁を聞いて見ましても、地方公務員法が出て来るといふと、この法律を優先して、これに抵触するところの教育公務員法の改正の部面は何だと申しますと、教育公務員法の中に、職員及び地方公務員は国家公務員の例に倣ふと書いてある。それが抵触するから直すのだと地方自治庁では答えておる。ところが天野文部大臣は、再三述べられておることは、敗戦日本の現実に照して、教育の重要性に鑑み、当然教育費というものは、理想としては国家が見なくてはいけません。少くとも国家が見ないまでも、国家的規模においてこれを興えるべきであるという、誠に尊敬に値する意見をしば／＼吐かれておる。天下五十万の教職員をして、この人文相にありとて心強さを感じられておる。これが天野文部大臣の今の反動的な吉田内閣の中にあるただ一つの道理のある感覚であるとして、我々はこの点に対して期待しておるにもかかりませう、事情止むを得ないといふことだけで片付くとは私はどうしても受取れないのです。甚だくどくはありますが、然らばどういふ事情なのであるか、抽象概念としての何々といふやうな、論理的な説明その他ではなくて、この具体的問題として先ず私は御答弁を願う前に、基本的な一つの要件を申し上げて見たことは、行動をしないで政治教育はできる、これは成るほどはばなことはできるかも知れませんが、私はできないと断じたい。

（ノ／＼）と呼ぶ者あり何故ならば民主主義といふのは、御承知のように今日広汎に使われておりますが、狭義に申しますれば、これは政治の形式である。政治の形式であつて、議会中心の政治である。議会政治を我々が認めなければ、政党政治であるといふことを認めざるを得ない。私も現在の国会には無所属のかたもありますが、これは一つの政党なんである。今の自由党、社会党は論ずるに足らない。我々はほかのものは入ることではない。どういふ一つの政党としての意識を持つておる。従つて今の議院を構成してゐる全代議士、参議院議員は、全部これは政党としての一つの意識の上に立つてゐることはこれは論を待たない。そういうふうに考え来ますと、政治と政治といふものは現実の手近なものを処理して行くためには、遠いところに光を求めて一つの理想を持つてゐる。これが一つの政党政治の形であります。そういうことを考えたときに、この地方公務員法を大臣つら／＼見て下さい。三十六條に七面倒くさい文章が書いてありますが、これを簡単に要約するならば、教員は選挙だけをし、あとは何もするが、私このときにと同断であります。私このときにしみ／＼考えますことは、人間の性態である。神様が人間に性態を與えておられますが、人間の性態は一年中これは変動できます。動物と違ふ。これが人間であるからである。私は神様の道としみ／＼考えます。だからこそ我々は何らあせらない。と同じように、教員が成るほど選挙活動なんか嫌いなものはない。政治の批判もそういふことはしなくてもよろしい。併しながら事情によつては政党の批判

もしなければならぬ。ときの文部大臣の施策についても批判をしなければならぬ。又少くとも最小限度するかならない。又少くとも自由として、そういう権利は保障しなければならぬ。そういう基本的な権利のない者がどうして教育ができるかといふことを私は訴えたい。

第二の事情は、いろ／＼の事情といふことは、マッカーサー書簡の出た事情を言われておると思うのです。私はこれに對しまして成るほど教員組合等を含めた当時の組合運動の幾つかの点における行過ぎを私は否定するものではない。併しながら少くとも一つの国が民主的に脱皮しようとするときは、素朴な形で、表面から見ると破壊的な一つの表現があり得る。天平年間の仏像が今日我が國幻であるとか何とか言つておられるけれども、あの時代の人は非常に象徴的なものであるから天平時代の仏像の線が出て来たときには、こんな人間くさい仏像は仏像でないに批判しておる。ところが時代がたつて見ると、天平時代の仏像こそ芸術の極致であるといふ言つておる。我々は将来を考えたときに、この参議院において議論されてゐるようなことはまさにこれは悲劇である。なぜならばです。そういうふうな一つ／＼の事情を見て、これはこの際教員の政治活動をふん縛るというがごときことは、これは後世の歴史家にこれはあからさまに批判されて、これは非常に大きな祖国再建へのこれは汚点を残すものだとか考へるので、従いまして教員が特殊な性格を持つてゐる。特殊な職能を持つてゐる、従つていろ／＼な意味で制限されなければならぬ。それは一般概念的な論であつて、私は教育公務員といふものを地方公務員の枠から外して、単独の立法として真実にこれを眺め、しめ／＼これを立法して行くといふのならとにかく、味噌も糞も一緒にしてどうしてこういふふうな地方公務員法といふものを出して、この際教員の政治活動といふものを大幅に制限することは、日本の将来のためにも、そうして文化国家として再建されなければならぬ敗戦國民の当然の義務として、私は反対せざるを得ないのであつて、大臣その事情止むを得ないのであつて、一々具体的に納得の行くように御説明、御指導賜つたと思ひます。私はあなたの通りの感覚を期待いたしますが故に、あえてくどいようでありますが申し上げます。

○國務大臣（天野貞祐君） 私はです、先ほど和田さんのお話を承つてです。和田さんがそうお考えになるのはそれは確かにそうだろう。だから私を非常に和らげようと思ひながら、常識のない人間と思ひになる。（誤解されますね）と呼ぶ者あり。私は自分先ほどから申すように四十年も教職にいて、政党活動などは少しも目も触れなかつたために、自分の乏しい才能で幾らかの學問をやつた。又生徒も熱心に教えたといふことは、少しも後悔しないのです。私はそういう考え方なんです。私通りの感覚でこれが絶対にいかに、教員をこういふやうにするのは絶対にいかにというならば、私は一日もこの内閣におりません。けれども私はそういう、自分がそういう考え方の先ず人間だといふことを諒として下さい。主観的なものを客

観的に考えてはいけませんから、和田さんのおつしやるようなことは私も十分反省しようとは思いますが、併し私のような考えも和田さんにお考えを願いたいと思うのです。日本の教育者がみんな政党活動というようなものに興味を持つのは日本の教育が振興するだろうか。自分らは教育者としての個性に生きる信念があつて、使命がある。子供のために自分らの教育愛を注ぐところに生き甲斐がある、人は政治が一番の人間活動の最高のものと考えます。それも当然私は承認されますが、併し教育のために身を捧げて願ひないという精神もなければ、日本の教育は振興しない。私は自分の知つてゐる幾多のこの学校の義務教育に従事しているかたゝの、例えば長野県、諸君などに、どうか打ち明けて、私に考えを言つてごらんさいという、自分らはこれでいいのだ、自分らは本當に教育のために身を捧げようと思ふから政党活動なんかにはお目を見やうらんでもないという人もこの世の中にはいる。要するに私の論は、「その通り」と呼ぶ者あり。社会科学の諸君から見たら本當に常識のない論かも知れませんが、私は自分通りの感覚でこれでもいいのだという考えでございませう。ただ程度ということについては、我々も大いに反省しなければなりません。現在のいろ／＼な諸事情からいへば、これも止むを得ないのではないかと、この私の考えでございませう。

○和田博雄君 誤解があるといけませんから……、ちよつと私の意見に天野さん少し誤解されておるのじやないかと思ひますが、私は教育者が教育者として、自分の職業というものを、使命というものを非常に重く感じて、教育に専念されるというところはちよつとも否定しません。そうあつて欲しい。又そのやうな考えも和田さんにお考えを願ひたいと思ひます。併しその教育者が身を命をなげうつて、政治をやると同じことだと思ひます。併しその教育者が教育に専念する、その教育の内容そのものを考えて、その人の行為を考えたときに、学問という形だけではない、やはりそこに政治活動というものの自由があつて一つも悪いことはな。例へば仮にまあ例を言へば、例へばマツク・スウェーバーみたいな人が非常な学者で、政治はやりたかつたがやらなかつた。政党として関係を多少持つたが、殆んど政党的なことはやらなかつた。その学者が教育事業には非常に専念してやられた。併しマツク・スウェーバーが政治活動の自由ということに制限されてやらなかつたのじやなくして、政治活動の自由は持つてゐるが、併し自分としてはそれをやらなかつたのだというのとまるで違ふと思ふ。やはりここで問題になつてゐるのは社会の制度である。社会の制度として、言い換へると教育者がこの社会において生きて行くその生き方、生き方の一つの枠をきめようとしてゐるだけの問題であります。だから内容的にそれはもう教育者が、天野先生のように教育に専念するというこの心情は私は尊いと思ふ。併しそれだからいつて、その教育者がやはり一つの国民として、或いは市民として持つべきところの、当然持つべきところの政治活動を不当に制限されていいという論議にはならない。そこが私は問題だと思ふのであります。従つて個人の生き方として天野先生が教育に専念され

ておるといふのは結構と思ひます。よくわかります。併し五十万の教育者が今後の教育に専念するかたわらやつてよろしい、併しその人がやつぱり一教育者として、市民として当然持つべき政治活動の自由というものについて、これは国家がそういう人の行き方がもつと矛盾なく生きて行けるやうな、当然その制限は、こゝういふやうな不当な制限をすべきではないと思ひます。それがやつぱり憲法の精神と思ひます。どうか一つ私の議論を誤解されないやうにお願いします。

○相馬助治君 私がいたしました質問に対して、意識的か、無意識的か文部大臣は和田さんに答弁しておる。これは重大なる私に対する侮辱と私は思ふ。然るに呼ぶ者あり、それで私は重ねてお聞きいたしますが、私が言つたところ、和田さんが言つて下さつた。私はもう話がこんがらかるから、私は頭が簡單ですから、卑近な例を挙げて説明したい。即ち人間がですよ、性慾を持つてゐるためにもろろの悲劇や、犯罪を起す場合があり得ます。この悲劇や犯罪を防ぐ方法に二つあります。一つは去勢することです。二つは「簡単々」と呼ぶ者あり。

第二は、「やがまし」と呼ぶ者あり。第二は……「簡単々」と「黙つて聞き給へ」と呼ぶ者あり。黙つて聞きなさい。

「矢嶋三義君」委員長、弥次は取締つて欲しい、真剣に討論をやつてゐるのだから」と述べた。

第二は、そういう間違つたことはしてはならないのです。個人にモデルを與えて同時に間違つた性行為なんかを起さないやうな社会的な雰囲気を作つてやるという、こゝういふ試み、こゝういふ方法があると思ふのです。で地方公務員法はこの教職員の政治活動等に関する去勢するといふことです。これで、これでも我々が黙つていてもよろしいのか、黙つていていいのか、私はこゝう言うのです。思慮深き者怒らずではあるが、こゝういふ現実を見て怒らざるを得ないのです。私は、だから私は文部大臣に尋ねておるのであつて、四十年忠実に天野先生が教壇を守つてゐるうちに、日本はとんでもないこゝう戦争をやつたために敗れた。まあ私はこれは天野先生の責任だなどということは言つていない。ただ私はこの場合にしみて、私が思ふことは、私も教職員として、私に職分的な何もかがあるとすれば、あの間違つた考へが滔々と起きたときに黙つていた。非常に勇気がなかつたといふことに對して、私は反省しておるのです。そういうやうな意味で私は吉田内閣の閣僚に尋ねておるのであつて、そういう意味でとくと先ほどの止むを得ない事情についてお聞かせ、御指導をお願いしたいと懇願しておるということを申し上げて御質問いたします。

○國務大臣(天野真祐君) つい、和田さんの御質問に私は傾聴すべきものがあると思つたもので、ついで、第二の質問を忘れて誠に申訳ないといふことをお詫言申上げます。(相馬助治君「了解々」と呼ぶ)

で止むを得ない事情につきましては、私は制限がよいというのじやないのです。制限はできるだけしないほうがよいのです。併し昔の哲學者も余りこつちに行つたときは、すぐこつちへやるというこゝうがいいのだといふことを、一番中庸を尊ぶアリストテレスが言つております。併しながら今教職員の活動が余りこつちへ行過ぎたら、これは少しこつちへ行過ぎたから、こゝういふ真理性があるのじやないかといふやうに考えます。

○相馬助治君 さすがに天野先生ですね。そうすると地方公務員法というのは、本當に理想の形ではないが、こつちに曲がつたものをこつちに曲げるために、勢いその正當であるところを逸脱して、この罰則的な意味合い、訓戒的な意味合いを含めて、かかる立案になつたことで止むを得ないのだ。止むを得ない事情があるから地方公務員法が出たこと、それ自身がちよつと矛盾を起している点はあるのだけれども、止むを得ない、こゝういふやうに遺憾の意を持つていられたと、こゝういふやうに了承して私は質問を終ります。

○國務大臣(天野真祐君) 私は決してこつちへ曲げろといふのではないのです。中正を求めるといふことなんです。アリストテレスが中庸と言つて一番求めたところなんですが、この中庸に關するものは、こつちへ曲げたときは少しこつちへ曲げないといふこゝへ来ないといふことなんです。それを言うので

○高田なほ子君 天野さんにお尋ねいたします。真理の追求といふことから論を發しまして、教員の政治活動の問題は行過ぎた場合には、この場合にはそれと反対の方向に曲げていゝゆる中道を行かなければならない、或るほどこれは一つの真理であるかも知れませ

ん。併しながらこの新たな真理の前に大きな一つのミスのあつたことを私は発見せざるを得ない。それは教育者が本當に生命を捧げて教育を守る。これは教育者の心情である。曾ての教育者、又現在の教育者もそうでございます。私が特にここに声を張上げて言いたいことは、全国の二十五万の女教師たちは、あの爆弾の落る中において自分の子供を両腕に抱えながら本當に子供を守るために、教育を守るために、その心を捧げて、或いは学童疎開において最愛の家族と袂を別つて、而もなお且つ自分の生命を捧げて子供たちを守つて来たと思ふのでございます。併しながらこの多くの女教師たちがあの戦争の中に何を一体学び取つたのでしょうか。多くの教員たちは、私の教え子も、再び先生のところには歸つて来る事ができないが、どうしても私はもう一度生きたい、けれども生きることはできない。高田先生は一日も長く命を保たれて日本の教育のために盡して貰いたい。このような遺書を私に残しまして、彼はバシー海峡の海底に入つて今日歸つて来ない。私たちの多くの同僚の女教師たちにはこのような数々の愛する教え子たちをあの戦争で失いました。又私たちの先輩の婦人たちも多くの自分たちの子供をあの戦争の中に失つた。そしてここに何を得たか、これは一つの政治への目覚めであつたと思ふ。私はこの婦人の政治的な目覚めというものは、日本の民主革命にとつて忘れてはならない重大な要素であると思ふ。而もなお且つ二十五万の女教師たちは御承知のように今まで長年二千年の伝統の中に奉仕された多くの日本の婦人層を指導して、一つの指導

的のポイントをその職業から與えておるのでございます。この婦人の指導者である女教師たちが初めて政治的な目覚めをしたということは、教員の政治的な自由な活動の中において、その指導性というものを十分に感得的にこれとすることができた。先ほど行動によらなければ政治的な水準が高まるとか、高まらないというような論議が展開されておるのでございますけれども、私は長い日本の封建のこの伝統の中に圧迫された婦人が本當に政治的な感覚、政治的な水準というものを持上げるためには、やはり身を投じた実践の中にそれが得られるということ、私は教員の、而も女教師の自由な政治活動の体験の中からキャッチすることができた。私は女教師が何政党内とか、この政党内とかいうことでなく、休戦の上に初めて政治的な水準を高めて行くことができる。而もそれが全日本の婦人層の大きな一つの政治的な水準を引上げるという役割を果して来たということを考えます故に、あなたの忘れておられる婦人の政治的な水準を高めるためには、どうしてもこの教員の政治活動というものの自由は、日本の憲法の規定するまでもなく、これは確保しなければならぬ問題である。婦人の政治的な水準の度合を見ることによつて、初めてその国の文明の程度を知ることができるといふことが言われておつたのでございます。今日の日本の政治的な水準といふものは、申上げるまでもなく家庭における旦那様の御意思の通りに動いて行くのが今の婦人の政治感覚、こんなようなことでどうして日本の民主革命を一日も早く推進することができたらうか。日

本の民主革命はすべての人の義務であると同時に、私はその婦人の使命といふものが重且つ大である。而も今日の緊急な要素であるといふことを、文部大臣がこういう重大な要素を忘れておられるといふことを甚だ遺憾の意を私は表するのであります。従ひましてこつちへ行つたものをこつちやつて中正に戻すといふことのお考えの前に、こう行つたものをこつちまで持つて来て中正に直すといふような、そういう公式的な一つの真理の追求ではなく、日本の現状、そして日本の歴史の背景というものを十分に考慮されて、飽くまでも基本的な自由を婦人の場合には特段に考慮しなければならぬのではないかと。こういうようなことを私は考えるので、この点大臣はどんなふうに一体お考えを持つておられるのか伺いたいと思ふのであります。

○国務大臣(天野眞祐君) 私はよく人が今の日本は全然駄目になつた、駄目になつたといふことを言うのに対して、自分は決してそうではない。やはり歴史は進歩する、この戦争によつても日本は進歩したといふことを言つて、その一つの例としていふことも上がるのは、女性の解放といふことを自分では言つております。だからして私の書いたものをお読み下されば、私がどれだけそれに重きを置いているかといふことは御承知頂けると思ひます。ただ私は政治に適したかたが教員をやめて、そして本當に国会議員となつてやられるとか、或いは弁護士になられるとか、そういうことは誠によいことだ。それができるようになつたといふことは歴史の進歩だと、自分は考えられております。けれども現に現職にある

かたが、或いは選挙人のために何といふのですか、ラッパのようなものですね、それを吹くとかそういうようなことは私は好ましくない。そういうようなことがあるからこういうことも起つて来たのだ。私は何も制限がいいといふのではないのだから、だから制限を一日も早く緩和したいけれども、今事情止むを得ずこういうことになつたのではないかと考える。女性に対する敬意といふことは私は決して持たないものではないと思ふのでせん。

○高田なほ子君 大体わかつたようでございますけれども、女性の解放といふことは、基本的には人間の解放といふことでなければならぬ。これはすでに御承知の通り、或る特定の者が特定のポジションに就いて、それが婦人の向上に役立つといふことは、これは一つの特例である。こういうこともまあないよりはよいといふ程度のものではある。こういうようなことだけを取上げて、それで婦人の向上の歴史が進んでいるといふようなことをおつしやられるといふことは、腑に落ちないのであります。ないよりはあつたほうのよいといふことよりも、どういふうにしたら最も広汎に婦人の政治水準を高めて行くことができるだらうか。これが私は問題だと思ふ。先ほどラッパがあるようなものを吹いたといふお話もありましたけれども、そういうことは個人の行動の自由である。幼稚な歴史の発展の時代にはいふ／＼の変則な形があるのでございまして、而もそのマイナスよりもプラスの面が、而もそれが日本の民主化推進の上に大いなるプラスになるといふことであれば、あなたがそれを法律で縛る必要は

何らないと思ふのでございます。こうなつて来るとまあ大體見解の相違といふところで片付いてしまふかも知れませんが、せめても、飽くまでも法律でそれを拘束するほうがいいのか、或いは自由によつてもこの行動の自由というものを、人間の基本的な自由というものを確保して置いて、そしてそれを常に行使し得ることによつて民主化の水準をよりプラスして行かうという、この二つの問題になつて来ると思ふのであります。もう一度この点をお答え願ひたいと思ふのでせん。

○国務大臣(天野眞祐君) 私は要するに今高田さんのおつしやつたように、結局見解の違ひといふことになると思ひます。四十年教育に従事し、教育のために力を注いで来た者が、今日本當に教育を代表する皆さんと考えが全部合致するといふことは、私は運命の悲劇だと思つております。

○矢嶋三義君 大臣は運命の悲劇といふ言葉で現わされましたが、私は大臣の意見を運命の悲劇といふ言葉で現わされるほど隔つてはいないと思ふので、これは全国の五十万教職員の親父で、これは全国の五十万教職員の非常な期待をしております。その大臣から、先ほどからいろいろ承つたのであります。基本的には制限することには反対である。これは如何にも天野文部大臣らしい信念の言葉と取れると思ふのです。ところが、万止むを得ないといふ点であります。その一つの理由として、先ほどから大臣は、先生がたは教育に生命を投じて欲しい。それから政治活動に興味を持つ人が多くなつてはどうも心配になるというふうな意味のことを言われましたが、全国の

教職員は薄給の下に生命を捧げて教職に努力しております。例えば校長会あたりへおいでになつたらわかりますが、ぼろ服を着て梅干のように瘦せて、そして皆さんがたはあの校長は六十歳だろうかと思つてゐると大概五十歳くらいです。政治家とか或いは実業家とかに比べて、実際は、おれも赤いネクタイを締めて、縦縞の洋服を着てゐる。教職員は一生孜々營々として生命をぶち込んでおります。勿論中には政治に興味を持つて政界に出て来た者もあります。例えば荒木、例えれば相馬、こういうような人物が若干出て来たからといって、大臣はぶる／＼震えることはないと思つて。レツド・パージにしても、あれだけの内閣の大きな仕事、レツド・パージでも一応反省の機会を與えて、そしてどうしてでも工合の悪いのはこれは公務員として追放する。そういう態度をとつておられる。天野文部大臣は非常に慈悲が厚いかたであります。地方公務員に対してメガホンを吹くのが悪いというところは少し行き過ぎである。教職員は馬鹿じやないから原則としては禁止しないほうがいいが、そういうことを若らがやれば、これは制限しなければ将来の教育界というものを誤るから、若ら注意しろというように注意を與えて、然る後にどうしてもいけない場合に、遺憾ながらこれを或る程度制限するといふこともあろうと思ひますが、そういうことは何らなくて、そしてここに直接基本人権まで追つぱらつてしまふというやうな、いわゆる弾圧をぶち込むといふことは、それに關係の一人として文部大臣が同調されたといふこと

とについて遺憾なのであります。従来教職員を先生という言葉は、日本の國の或る地域では、馬鹿の代名詞に使われてゐる。教員といふものは非常識なものである、あれはわからず屋だといふやうな代名詞に使われてゐる。このことは御承知だと思ひます。終戦後日本の教員の多くは人間らしく明るくなつた、これで平和な日本ができるだらうといふやうに世界の有識者は言つてゐる。こういう段階に、今のやうなセンスで教員に弾圧法を加へるときには、日本教職員は會々の姿に返り、日本の將來といふものは私は誤られるだらうと思つてゐる。私はここで文部大臣に伺ひたいことは、先ほどから文部大臣が基本的に言われたことについては私は同感なんでありませう。吉田内閣におられるところの關係としての文部大臣が、去る六月の参議院選挙の一つの現象を捉えて、そして我が身を護るために、護身の立場から立法されたこの地方公務員法、この法案の立法に當つて、閣内において大臣がどれだけの努力をされたか。なお私は今後といふことも日本教職員は、原則的には制約せぬ方がいゝという基本線があれば、これを最小限に食いとめるためには、なお私は大臣の政治力に待つところが大いと思つてゐる。その点について大臣がどれだけの努力をされたか。今日において五十万教職員のために、日本の文化国家再建のために努力して下さつたか。なお最後の段階に關係の一人として文部大臣が如何なる努力をされたやうな決意を持たれてゐるかという点について伺ひたいのであります。

○國務大臣(天野貞祐君) 私の申したことにちよつと誤解があるかも知れませんが、先から答へていたしますが、私は非常に理想的なことを言へば、例えれば己の欲するところに従つて則を越えずといふやうな、そういう理想的なことを言へば何も制限がない。けれども普通の人間社会においては、公務員といふやうなものが、殊に教育者といふものが或る程度の制限を受けるということには止むを得ない。ただ問題はその度合なんだといふことであります。それがいろ／＼の事態からやや厳しい制限といふことになつた。これは誠に遺憾であるけれども、現実には止むを得ないといふことを御了承頂きたいのです。

○矢嶋三義君 簡単に申し上げます。止むを得ないとして、そしてこういう法律を制定するには、余にも私は大きな犠牲である、こういうふうに考へるのです。まあ文部大臣の止むを得ないといふのと、私のそれに対する見解とは懸隔がかなりあると思つてゐる。つまり、基本的に文部大臣の意向はわかつておられたならば、最近の全国五十万教職員の動向から察しても、是正といふことも親父としてはあるわけですが、そういう立場から、私は關係の一人としての天野文部大臣の親父としての左右の指導と、それから政治力の發揮といふものも残されてゐるのじやないかという立場から、私は要望を兼ねて質問したわけでありませうが、これで打ち切ります。

○森崎隆君 どうも私たちの大先輩で、日頃非常に尊敬しておる天野先生に、本日ここで後輩の我々が、反動吉田内閣の一環としての文部大臣という御資格にあらまされて、いろ／＼苦しむ

い答弁をされておる姿を非常に私は御同情申し上げます。

先ず最初にお聞きいたしますが、先生の、いや文部大臣のおつしやれることは、御趣旨は、日常の見解は別にいたしまして、やはりこの政治活動の制限につきましては、教職員その他公務員全体に對しまして、この提案につきましては保護規定ではなくて、制限、抑制といふものです。その強制規定であるという性格を持つておるというやうに解釈をいたしたのでございませうが、文部大臣の御所見はそういうふうにとつてよろしいですか。これは自治庁の見解は又別でございませう。文部省の見解は……もう少し補足いたします。行過ぎたものを安当だということになりますと、これは保護規定じやなくて、やはり強制規定になるのですね。そういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○國務大臣(天野貞祐君) どうも私は御趣旨がよくわからないのですが、自分には要するにこれが理想的なことだからとは少しも思つてゐないのです。ただこういうものが生まれて来ることもよんどころない現実ではないかといふ、そういう考えを述べたわけですが、だから現在これが中正だといふのじやない。中正にしては行過ぎてゐるけれども、その行過ぎてゐるのは、他の行過ぎがあるためによんどころなくこうなつて来た現実だ、そういうことであります。

○森崎隆君 行過ぎといふことが、実は如何なるところか私にはわからないのであります。と申しますのは、私の拜見した範圍におきましては行過ぎとは到底考えられない。私も、別に好き好んでこうしてここに立つやうなことがなつたわけじやない。本年のことき随分これは断つて結局こういうことになつて来たのであります。教職員自体におきまして、決してこういう運動を喜んでやつたわけじやない。又六月の選挙におきまして、そう先生がたは別に余り動くはなかつた。ただ最後にかた／＼が余りに……私も二十年來つと一つの県の中に教育に携つて来た者でございませうけれども、父兄、又教えず、又は同僚各位から、余り悪いことをしなかつたためでございませうが、一応信頼を得ておりました。その私に對しましていろ／＼悪口難言が出ましたので、あの男をどういふのはけしからんといふので、結局立たざるを得なかつたといふことになつた結果から考えまして、文部大臣のほうにはいろ／＼どういふやうなお話が行つてゐるかも知れませんが、私の県におきましては、県民各位が非常に喜んで金を使つたりして、いろ／＼運動で選挙といふものが行われていたのが常識であつた。今度先生が非常にすつきりした選挙をして貰つて、成るほどこれでは本県の選挙は一段の飛躍をした。これは先生のおかげだといふ皆喜んでおる。だから私は行過ぎだといふことは全然頭にないのです。そのことは別といたしまして、若し行過ぎた具体的な問題がございませうならば、教職員はこうもした、ああもしたといふことを具体的にいつきつて、無論さういふやうな具体的なことをはつきりして頂きまして、このことの懲罰なら懲罰、矯正なら矯正といふことで、こ

の見解をはつきり入れればはつきりすると思ひます。その点をはつきり現実のデータを出して頂きまして、それに立脚していただきたいことは、非常にさつきも和田委員の申された通り、私どもは納得が行かない。

もう一つ申上げますが、学校の先生、又公務員全体はいわゆる国民の奉仕者である前にやはり人間なんです。特に教職員といましてはやはり皆インテリで、一応すべてのことは皆知つておる。今もどなたかが申されましたように、過去のこういうような封建の枠の中に閉じ込められ、どうにもこうにも行かなかった。この枠がこの戦争の終結を以てアメリカによりまして解放されて、そして民主主義をやつと現在まで発展されて来たのでございませう。この初期の段階におきましては、いろ／＼の点で勝手なわけからない面もございまして、多少やはり行過ぎたことがあつたと思ひます。これは強制すべきものではなくて、おとなしく更に指導して行くべきものじゃないかと思ひます。こちらと言つたらこちらへ行くということではなく、例えば試験管に水を入れまして、アルコールランプの上に載せて置きますと、一応下りますけれども、併し長い間温めていると、これがだん／＼膨脹して行く。この原則をはつきりとして頂くのが本當に我々の尊敬する文部大臣であり、文部省の見解でなければならぬ。

もう一つ、私は根本的に教職員の仕組みとして考えますときに、政治活動を全面的に禁止されれば、非常に政治教育又は学校の教育指導自体におきまして、一つの大きなひびを入れるものではないかと思ひます。学校の生徒

の指導におきましても、先生に行過ぎのあつた点は別といたしまして、若し行過ぎがあつたと仮定いたしますれば、そういう点で懲罰的に強制的にこういうような法令で定めるということ、これをそのまま下す、教育の面まで持ち込むとしたら、それは大変なものになる。生徒が横を向いたら、横を向いてはいかん。生徒が騒いだら、騒いではいかん。二回したら立たせる、三回したらひっぱたくという規定を設けるということとは、それは誠に現在の教育の行き方と正反對なのです。学校の教師は、教育におきましては生徒自治委員の選挙や、PTAの指導関係などいろ／＼あります。政治の一つのモデルとしての学校内の政治教育というものを実に毎日やつて来ております。その中心は先生の指導がなければならぬ。それが民主的ないわゆる学校の中における一つの政治なのです。その政治の基本的な教育をそこで受けて、それがだん／＼発展して行つて、彼らがやがて大人になつたときに、彼らが公正なる選挙権を行使するということになると思ひます。この基本的な一番大事な学校の、学内における教育の最高責任者である教師自身がさつき申されましたように、教育する以外に何もできないというふうなことは、実にそういうような生徒の自治委員の選挙の指導、それを教えて行くという現実の問題につきまして、本當に熱意を持つて、私としての見解はこうだ、悪いことがあつたら批判する。そうして直ちに一票を投ずるといふ大きな熱意、教員全体が正しい政治を取上げて行くといふ、純粹の見地に立つた先生としての教育に対する熱情というものが、私は非常に抑制されるというまあ心配を持つものであります。そういう面から考えますと、本當は、さつきも他の委員から申上げましたように、文部省がこういう制限規定につきましては積極的に内閣全般につきまして、文部大臣から、何とかこういうふうなことがこまごま出ない先に、何とかして頂きたいというのを実は期待してゐたのであります。この点重ねて私もお尋ねいたしますが、文部省の見解はどうでございませうか。そして又こゝまで法案が提出されるまでにつきまして、文部大臣におきましてどういう御処置、御努力をなさいましたか。その点につきましてお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 只今の御意見は私は承つて置きます。私の意見はすでに述べたところで盡くされておると考えるのであります。

○堀眞琴君 それでは私は午前の質問に引続きまして若干質問をいたしたいと思ふのであります。

○矢嶋三義君 人事院総裁は来ないのですか。

○委員長(岡本愛祐君) 沙外関係はまだ待つておりません。

○堀眞琴君 午前中人事委員会の問題について、先ずその権限についてお尋ねいたし、その構成の問題で休題に入つたわけでありませう。構成の問題であります。一昨日の国務大臣の答弁では、人事委員を選任するには地方公共団体の長の議会の同意を得て選任するんだ、従つて地方住民の意思は間接的ではあるが、そこに十分に反映されてゐるから民主的であると言へる、こういうお話であつたのであります。

併しながら間接選挙の場合には、これは外国の幾つかの例でもはつきりしてありますように、必ずしもそれが完全に住民の意思を反映するというものではでないのではありません。ましてや人事委員の選任のように地方公共団体の長のこれを選任するということになります。それとすると、その住民の意思の反映という点では極めて遺憾な点が出て参ると思ふのであります。而も極端な場合を申しますと、地方公共団体の公選の場合に、一票の差で以て多数を獲得したという場合があり得るのであります。そして、その例えは百票のうち五十一票とつた。一方は四十九票とつた。一票の差で一方が当選し、他の競争相手が落選したという場合も考えられるのであります。そして、それと必ずしも、住民の完全な意思がそこに反映するとは限らぬ問題が出て参るわけでありませう。ですから学問のほうでも例えば多数に對する少数の権利といふのが主張されて来るのも無理からぬと私は思ふのであります。こゝういふ観点から申しまして、人事委員の選任については、もつと民主的な方法を考えるべきではないか、必ずしも私はこれは全部公選にせよということ申上げておるのではないのであります。公選ができればこれに越したことはないのではありませんが、公選でなくとも、例えば職員団体の代表者を参加させる、或いはその他の民主的な団体の代表者を参加させるというふうなことにしても、この地方公共団体の長の選任よりも少し民主的な方法が出て来るのではないかと考えるのであります。この点に關しまして岡野国務大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清彦君) それは至極御尤もでございませう。御承知の通りに人事委員会と申しますものは、とにかく公務員の非常に重大なる身分を取扱うものでございませうから、大体において私たちの考えをいたしましては、最もよい人が選任されるということに意を配しておる次第でございませう。その意味におきまして一般の票を集めれば当選するといふような方面よりは、やはり長になり、又議員になられるかたは、相当見識を持つておられるかたが長にも当選され、又議員にもなつておられる。そして長並びに議員といふかたは民主的に住民の皆さんから多数を以て當選されてゐる人であつて、それから御立派な方と存じます。でありますからそういうかたに選んで頂いて、而もそれが民主的の線を外れないという意味で選任されたかたが、公務員の身分を本當に忠実に守つて貰へる、こゝういふふうな趣旨から、まあ間接選挙にしておる次第でございませう。

○堀眞琴君 委員には立派な人が選ばれる、地方公共団体の長並びに議員はそれ／＼識見を持つた人々からなつてゐる、全くその通りだと思ひますが、併し民主的な団体、或いは職員団体の代表者も決して立派でないと言へないものであります。そういう団体の代表者のうちにも立派な人がいるわけなんです。第九條の第二項に、人格が高尚で云々ということが書いてあります。が、こゝういふ條項に當てはまる人は幾らもいるわけでありまして、これを單に地方公共団体の長の独断、と申しましては少し言い過ぎかも知れませう。

印刷者 印刷 所